

令和5年7月5日
子ども・若者部
教育委員会事務局

世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の
令和4年度活動報告について

1 主旨

世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(略称 せたホッと)による令和4年度活動報告書がとりまとめられ、このたび区長及び教育委員会に提出されたため、報告する。

2 活動報告書<令和4年度>の主な内容

(1) 10年の活動のふりかえり P 2 ~ P 10

- ・ 設立と活動理念
- ・ 「10年の活動」の変化(相談件数、内容)
- ・ 普及・啓発活動、制度改善への取り組み

(2) 新規相談件数 P 22

367件(前年度:300件)

(3) 相談の主な内容 P 24

相談内容	令和4年度	令和3年度
対人関係の悩み	91件(24.8%)	61件(20.3%)
いじめ	48件(13.1%)	45件(15.0%)
心身の悩み	27件(7.4%)	35件(11.7%)
家庭・家族の悩み	43件(11.7%)	31件(10.3%)
学校・教職員等の対応	64件(17.4%)	29件(9.7%)
虐待	20件(5.4%)	23件(7.7%)

(4) 初回の主な相談者 P 25

初回の相談者	令和4年度	令和3年度
子ども本人	242件(65.9%)	193件(64.3%)
母親	108件(29.4%)	84件(28.0%)
父親	10件(2.7%)	8件(2.7%)
友だち	1件(0.3%)	4件(1.3%)

(5) 初回（新規）の相談方法 P 2 5

初回の相談方法	令和4年度	令和3年度
電話	195件 (53.1%)	169件 (56.3%)
メール	65件 (17.7%)	43件 (14.3%)
面接	3件 (0.8%)	9件 (3.0%)
はがき	102件 (27.8%)	74件 (24.7%)
手紙	1件 (0.3%)	3件 (1.0%)
FAX	1件 (0.3%)	2件 (0.7%)
合計	367件 (100.0%)	300件 (100.0%)

(6) 新規相談（367件）のうち年度内に対応を終了した件数 P 2 2

268件 ※残りの99件は次年度に継続

(7) 委員・専門員の総活動回数（相談対応先別） P 3 1

相談対応先	令和4年度	令和3年度
子ども	1,165回 (41.8%)	880回 (39.1%)
おとな	1,133回 (40.7%)	975回 (43.3%)
関係機関	489回 (17.5%)	398回 (17.7%)
合計	2,787回 (100.0%)	2,253回 (100.0%)

(8) 権利の侵害を取り除くための申立て等 P 3 3

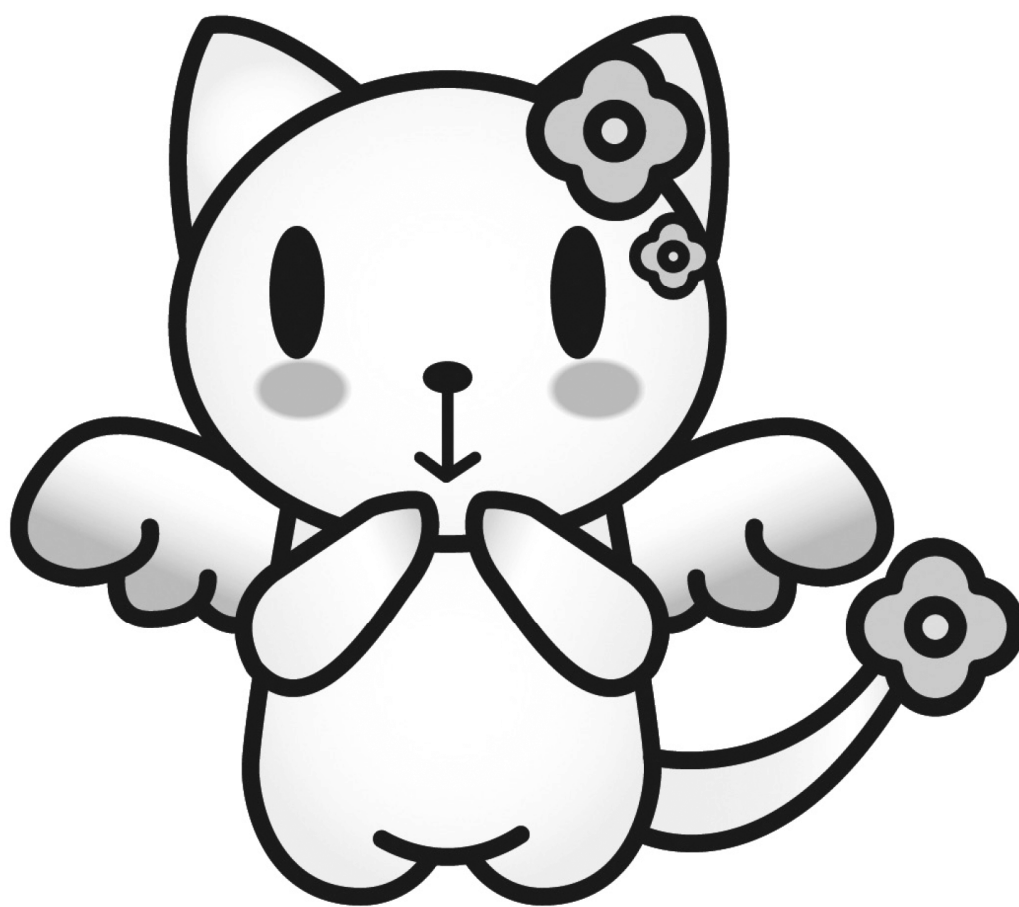
申立て：0件（前年度：0件）

調査：0件（前年度：0件）

3 活動報告会の開催

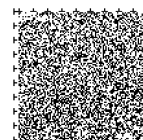
- ・名 称 せたがやホッと子どもサポート 令和4年度活動報告会
- ・日 時 令和5年7月26日（水） 開会18時（開場17時30分）
- ・場 所 子ども・子育て総合センター（宮坂3-15-15）
3階 研修室 [入場無料、予約不要]
- ・内 容 詳細が確定次第、区ホームページなどで周知予定

せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈令和4年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関



〈名称〉:世田谷区子どもの人権擁護機関
〈通称〉:せたがやホッと子どもサポート(略称:せたホッと)

はじめに

前子どもサポート委員 半田 勝久

「せたホッと」の活動が始まり、10年が経過しました。この間、多くの子どもや保護者と面談を重ねてきました。ふりかえってみると、相談者のいろいろな表情が思い浮かびます。はじめて相談室に訪れてくれたときの子どもは、「困った」「不安な」「悲しい」表情をしていることが多いです。一緒に来所される保護者は、「疲れた」「混乱している」「怒った」「不信感に満ち溢れた」表情をしていることが多いです。子どもが抱えている何かの困りごとのために日常生活がうまく機能せず、様々な不快な感情を抱き、それに対するSOSが「せたホッと」に届けられるのです。

そのSOSをどう解決につなげるのか、答えを「せたホッと」がすぐに用意できる訳ではありません。相談者には、まずは、子どもの気持ちに寄り添い一緒に考えていくという「せたホッと」の基本姿勢を伝えます。そのうえで、子どもや保護者が発した言葉、表情から、「せたホッと」に伝えたいであろう内容や気持ちを読み解きながら、状況の整理を試みます。相談者は、何に困っているのか、なぜそういった状況になったのか、誰がかかわっているのか、どこで起きたことなのか、どんな感情を抱いているのか、相談者の気持ちを丁寧に受け止めていきます。困りごとによって生じている感情に共感しながら、状況の整理ができていくと、相談者の表情が和らいていくことを感じます。そうした面談ややりとりを繰り返し、子ども本人、保護者、「せたホッと」が、できること・できないことを整理する過程を通じて、前に進んだり、後戻りしたりしつつ、子どもと歩みをとともにし、問題の解決策を探っていきます。

「せたホッと」は子どもの気持ちに寄り添い、子どもの最善の利益を第一に考慮して活動していきます。子どもの希望を受け、学校や関係機関にも数多く訪問しました。訪問時の学校の先生方の表情は、「緊張した」「困惑した」「驚いた」「防御した」「憔悴した」「心待ちにしていた」「助けを求める」など様々です。はじめて子どもサポート委員が訪問する学校においては、これから何が起こるのか予想がつかないこともあり、不安や緊張が高まっている場面もあります。そこで、「せたホッと」について説明し、訪問目的を伝え、相談者である子どもの困りごとを、ともに解決につなげていきたいという姿勢を示します。そのうえで、学校で起きていることや先生方の受け止め方、対応について話をうかがうと、出来事の経緯や先生方の困りごとについても話してくれ、少しずつ表情が緩み、解決に向けて学校として何ができるのか前向きに検討いただけることがほとんどでした。関係機関においても、相談者である子どものためにどういったサポートができるか、その機関の役割に基づいて真摯に向き合ってくれました。

子どもの人権擁護機関である「せたホッと」の仕事や務めは世田谷区子ども条例に規定されていますが、子どもが「せたホッと」に何を期待し、それにどう応えていくのかは、ケース会議や対応を積み重ねるなかで、10年かけて築きあげられてきたように思われます。

世田谷区子ども条例は、目標を下記のように記しています。

(条例の目標)

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

「せたホッと」の仕事は、同条例に規定されているため、この目標とも関連します。条例第3条に沿って「せたホッと」の役割を考えると、(1)については、子ども一人ひとりが持っている力をエンパワーし、子どもの「困った」、「不安な」、「悲しい」表情から、輝く笑顔を取り戻すための支援をすることにあると解釈できます。子どもは、権利侵害や傷つき体験が繰り返されるなかで、自己肯定感が低下する傾向にあります。保護者はパワーレスになっている子どもの姿を目の当たりにし、原因を取り除こうと必死になり、激しい怒りや不安に駆られ、家族もろとも疲弊している状況に陥っていることがよくあります。そうしたとき、(2)に掲げられた、保護者が子育ての喜びや育つ喜びを分かち合えるよう、面談のなかで発見した子どものすばらしい才能や身につけている力、今後の可能性を子ども自身や保護者、さらには関係する教職員に積極的に伝える活動を行っています。

「せたホッと」の活動の基本姿勢は、子どもの権利条約の理念に基づいて実践されており、子どもの意見を尊重しながら、子どもの最善の利益を第一次的に考慮するという原則です。面談や子どもの権利の普及啓発活動を積み上げるなかで、学校や関係機関、住民とともに子どもの最善の利益を実現する社会、いかにすれば子どもにやさしいまち・コミュニティが形成され、条例の目標(3)に掲げられた「子どもと一緒に地域の社会をつくる」ことができるようになると確信しています。

令和5(2023)年4月1日、こども基本法、こども家庭庁設置法、同法に伴う整備法が施行しました。子どもの権利条約の精神にのっとった基本法が制定され、子どもの権利条約の一般原則(①生命、生存及び発達に対する権利、②子どもの最善の利益の考慮、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止)を踏まえたこども施策の基本理念が示されました。こども基本法制の目指すところは、縦割り行政を解消し、こども施策を総合的に推進しようとする国及び自治体の責務を明示し、乳幼児からおとなになるまでの切れ目のない支援を通じて、子育てに伴う喜びを実感できる社会をつくり、子どものウェルビーイングの向上につなげることであると言えます。

世田谷区子ども条例が制定されて21年、本報告書では令和4(2022)年度の活動とともに、「せたホッと」10年の活動をふりかえる特集も掲載しました。「子ども条例に基づく子どもの権利救済活動の意義」や「制度運営を通じて課題に感じていること」についてもご参照いただければ幸いです。

こども基本法に先駆け、世田谷区が積み上げてきた子ども条例の成果を踏まえ、次なる発展を期待して止みません。

も く じ

第一部 10周年記念

I 「10年の活動をふりかえる」	2
II 元子どもサポート委員および新任子どもサポート委員から	
一場 順子	11
太田 由加里	12
安部 芳絵	13

第二部 せたがやホッと子どもサポート活動報告書(令和4年度)

I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度	
1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務	16
2 委員への協力	16
3 対象	16
4 体制	16
5 相談方法等	17
6 相談の流れ(仕組み)	18
7 擁護委員会議	18
8 これまでの経過	19
II 令和4年度の活動状況	
1 相談活動の状況	22
2 権利の侵害を取り除くための申立て等	33
3 相談方法と内容の分析	33
III 相談対応・調整活動状況	
1 事例紹介	38
2 関係機関との連携	50
IV 広報・啓発活動	
1 広報・啓発	52
2 視察受入れ	53
3 関係機関との意見交換	53
V メッセージ、相談者からの声	
1 子どもサポート委員 平尾 潔	58
2 相談・調査専門員 田中 由美子、田辺 真由美	60
3 相談者からの声	62
おわりにかえて 前子どもサポート委員 月田 みづえ	64
VI 参考資料	
世田谷区子ども条例	68
世田谷区子ども条例施行規則	72
相談状況の集計推移	74
ホッとにきゅうさい FAX	

第一部 10周年記念

I

「10年の活動をふりかえる」

II

元子どもサポート委員および
新任子どもサポート委員から

一場 順子

太田 由加里

安部 芳絵

I 「10年の活動をふりかえる」

1 「せたホッと」の設立

世田谷区では、平成 14(2002)年に東京 23 区で初となる子ども条例を先駆的に制定し、条例施行後、平成 17(2005)年には「子ども計画及び教育ビジョン」を策定するなど、子どもの尊厳と権利の尊重の取り組みを進め、「せたがや子ども・子育てテレフォン」や「教育相談」、「スクールカウンセラーの配置」等、子どもからの相談窓口の充実を図ってきた。また、民間では「せたがやチャイルドライン」の活動が全国に先駆けて開設されており、子どもの声を聴くことが大切にされてきた。ただ、当初の条例では、権利侵害があった場合、子どもの声をもとに救済につなげていく子どもの人権擁護機関についての具体的な内容は含まれていなかった。

平成 23(2011)年 12 月、世田谷区立の小・中学校の児童生徒約 2,600 人を対象に、アンケート調査を実施したところ、「自分自身が好きか」の問いに対し、肯定したのは小学生約 52%、中学生約 32%であり、「他の人から必要とされていると思うか」の問いに対して肯定的な回答をしたのは小学生約 41%、中学生約 31%にとどまった。また、問題解決を必要とする可能性が高い子どもの傾向を分析したところ、①家庭や学校でも居場所がなく、自分一人で過ごすことを選択するなど、孤立性が高い傾向にある、②「誰かに相談する」という選択肢を選んだ回答が少なく、他人に話したくない、話したい人がいないなど、他人への不信感が強い傾向にある、③「自己肯定感」「自己実現」がネガティブであるなど、自らが問題解決に動く可能性が低い傾向にある、ということが判明した。条例を持っていても、世田谷の子どもたちは、孤独感や低い自己肯定感に悩まされている実態が浮き彫りになったのである。

これを受けて、平成 24(2012)年5月、「子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議」が設置され、子どもの人権擁護機関を創設する検討が始まった。同年 12 月には、条例を改定し、子どもの人権擁護機関についての条項を追加した。こうして、平成 25(2013)年4月に「せたホッと」が設置され、同年7月より活動を開始した。

2 「せたホッと」の活動理念と子どもの権利を基盤にしたアプローチ

設立当初から目指した理念は、子どもたちの声にきちんと耳を傾け、寄り添い、子どもの声を代弁し、子どもの権利の視点に立った問題の解決を目指す、というものであり、これは今も変わらず受け継がれている。

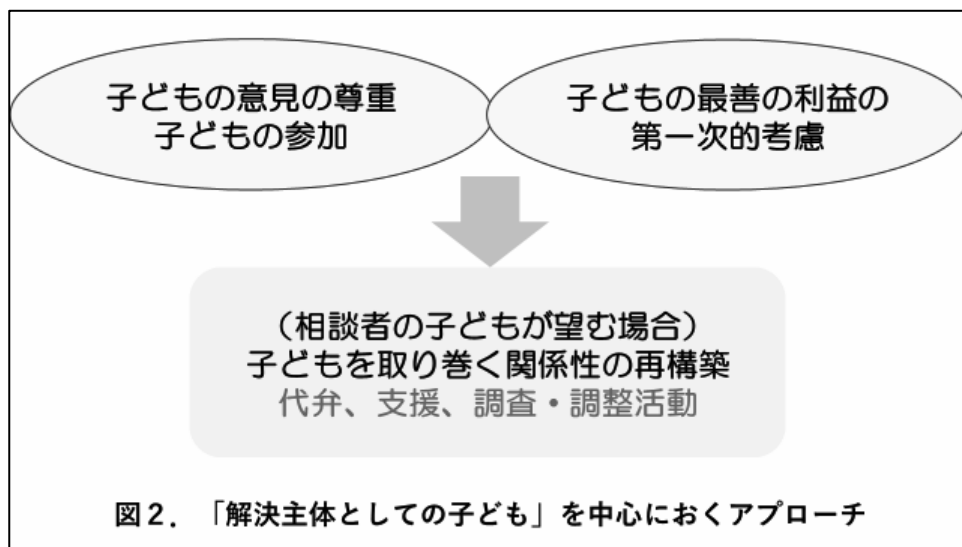
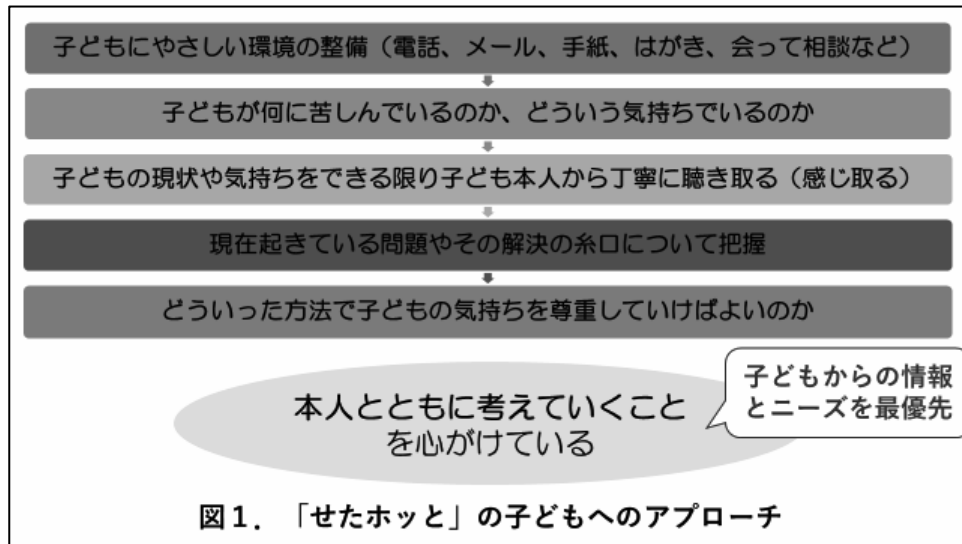
相談は子どもにやさしいやり方で受理することを心掛けており、電話、電子メール、手紙・はがき、FAX、面談など子どもが利用しやすい手段により、子どもがアクセスしやすい時間帯・場所に対応するよう工夫している。

子どもとの面談は、子どもの現状や気持ちをできる限り子ども本人から丁寧に聴き取り(感じ取り)、現在起きている問題やその解決の糸口について把握したうえで、子どもが何に苦しんでいるのか、どういう気持ちでいるのか、どういった方法で子どもの気持ちを尊重していけばよいのか、子どもの最善の利益を第一に考慮したアプローチを採用している。

「せたホッと」の活動は、子どもの声を聴き、それを伝えるだけにとどまらない。子どもと一緒に解決方法を模索し、解決に至るまで子どもとともに考えることを目指している。子ども自身が、自分の問題を自分で解決したという意識を持つことで、解決への納得感や自己肯定感が得られ、さらに新たな課題にぶつかったときに自ら解決できる力が育まれると考えており、それこそが「せたホッと」の目指すものである。こうした観点からも、「せたホッと」は、関係調整型のアプローチを基本としている。

個別案件の対応に関しては、各擁護委員の独任制を基本とし、申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めている。個別案件のケース検討は担当者間で随時行い、週に1度（令和4（2022）年度）までは隔週）開催しているケース会議で報告し、擁護委員と相談・調査専門員で方針を確認している。

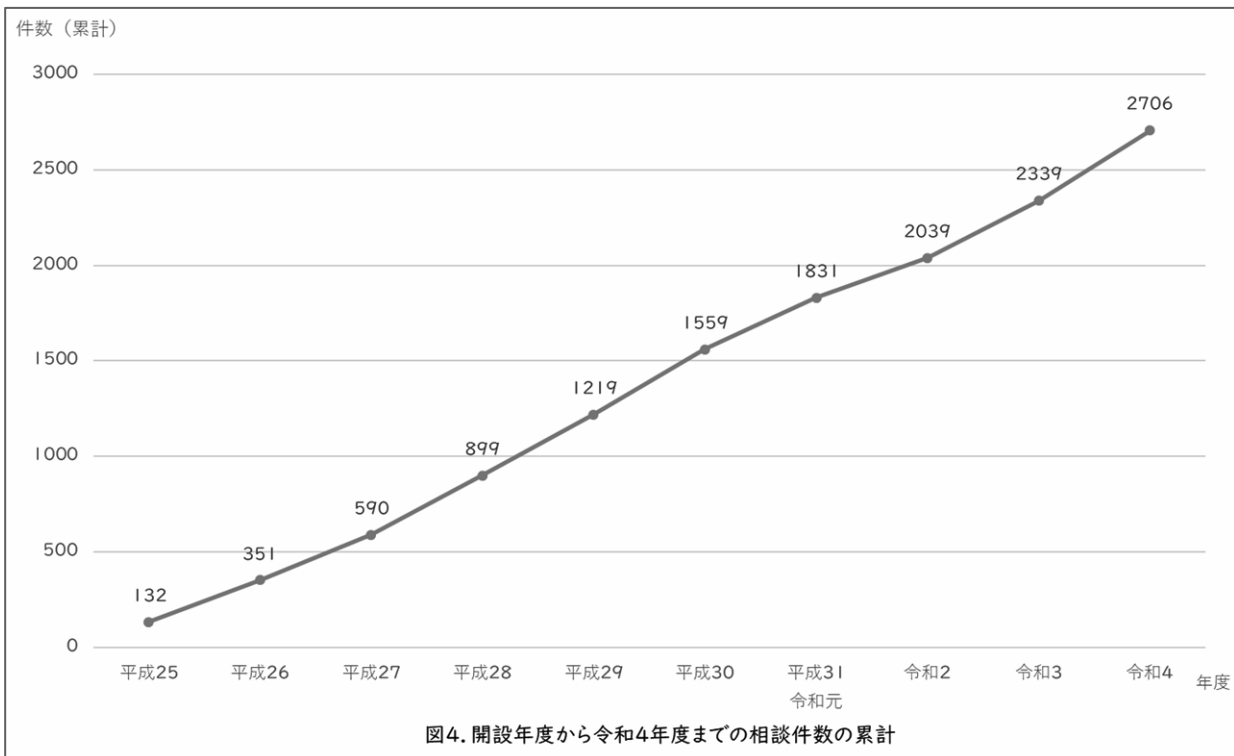
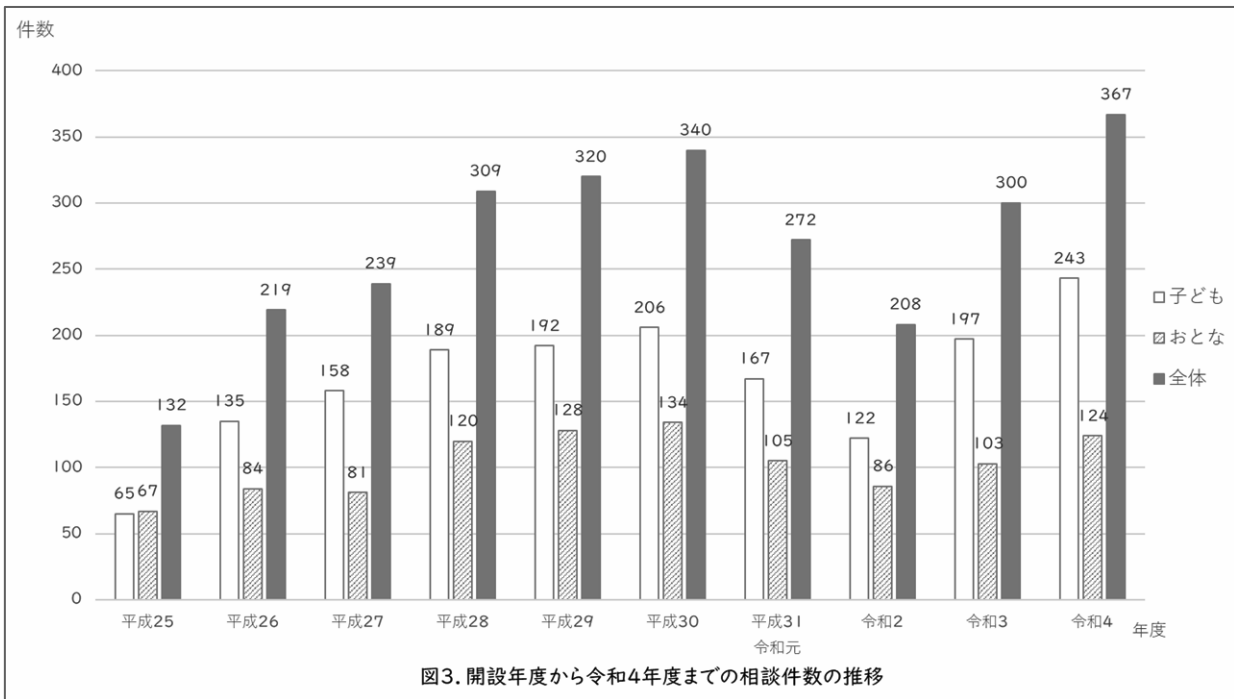
「せたホッと」では、子ども本人の意向をもとに、擁護委員と専門員がそれぞれの専門性を背景に、子どもの最善の利益実現の方向を探り、機関として方針を検討しながら活動していくことに特徴がある。



3 「10年の活動」の変化を踏まえて

(1) 相談件数

相談件数は、初年度（平成25（2013）年度）が132件であったが、平成30（2018）年度には340件に達した。その後、コロナ禍の影響もあり、減少傾向となったが、令和4（2022）年度は367件であった。



(2) 相談主訴

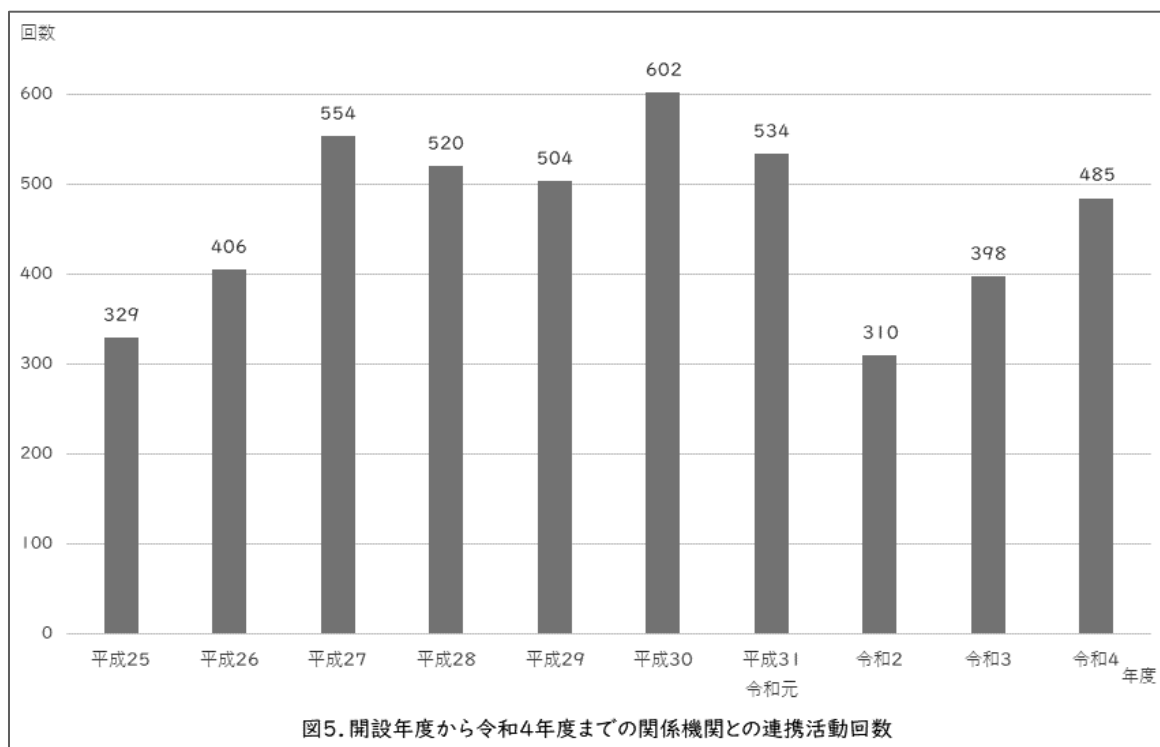
相談の主訴は、対人関係の悩みやいじめ、学校・教職員等の対応が毎年上位を占めている傾向は現在まで変わらないが、近時、虐待、心身の悩みが増加しており、当初に比べて相談内容は多様化している。

表 1. 開設年度から現在までの相談主訴(上位3件)

	1位	2位	3位
平成25	いじめ(28件)	学校・教職員等の対応、対人関係の悩み(21件)	
平成26	対人関係の悩み(50件)	いじめ(44件)	家庭・家族の悩み(26件)
平成27	対人関係の悩み(73件)	学校・教職員等の対応(36件)	いじめ(30件)
平成28	対人関係の悩み(65件)	いじめ(44件)	学校・教職員等の対応(41件)
平成29	対人関係の悩み(87件)	学校・教職員等の対応(45件)	いじめ(44件)
平成30	対人関係の悩み(83件)	いじめ(65件)	家庭・家族の悩み(38件)
平成31/令和元	対人関係の悩み(76件)	学校・教職員等の対応(39件)	いじめ(34件)
令和2	対人関係の悩み(37件)	家庭・家族の悩み(30件)	心身の悩み(25件)
令和3	対人関係の悩み(61件)	いじめ(45件)	心身の悩み(35件)
令和4	対人関係の悩み(91件)	学校・教職員等の対応(64件)	いじめ(48件)

(3) 関係機関との連携

関係機関と連携する活動回数は、毎年 300 回を超え、多いときには 600 回を超えたときもある。主な関係機関は、学校、教育委員会、児童相談所であるが、そのほかにも、家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口(子ども家庭支援センター)や、学童保育、教育委員会教育相談室、医療機関等、多岐にわたる。



(4) 地域社会への浸透

「せたホッと」の広報啓発活動は、ポスター、レター、リーフレット、カードなどの配布や、児童館や区主催のイベント参加などにより、当初より活発に行っている。子どもが描いたマスコットキャラクター「なちゅ」の認知とともに、「せたホッと」も徐々に子どもたちや関係機関に認知される度合いが広がり、また、深まりもでてきている。当初、「せたホッと」ってどんなところだろう、と思いながら相談してきた相談者が多かったが、最近では、誰かに話をしたいので「せたホッと」に電話した、という子どもが増えてきており、相談者の中に、「せたホッと」は、安心して話を聞いてもらえるところ、という認識が広がってきた。また、関係機関においても、「せたホッと」は、相談者である子どもの悩みや抱える課題について、解決に向けての方策を一緒になって考えてくれる機関である、というスタイルが理解されるようになり、今では、「せたホッと」が間に入って相談支援や対応、関係調整することを歓迎する動きが広がっている。特に、保護者と学校が激しく対立しているケースでは、往々にして子どもの意見が置き去りにされることが少なくない。「せたホッと」が間に入り、あらためて子どもの最善の利益の視点から問題解決を図ることで、保護者・学校間の対立を回避することもできるため、第三者機関としての「せたホッと」の役割に期待されていることも多くなっている。

(5) 新たな相談方法

相談方法としては、電話が主であるが、メール、面接、手紙、FAXも設立時よりツールとして用いられてきた。ただし、初回の相談方法として面接、手紙、FAXの割合は高くない。家庭における固定電話や公衆電話の減少もあり、かつスマートフォンを持たない年齢の子どもを考慮し、令和3(2021)年度より、はがきによる相談を開始した。これは、学校を通じて「せたホッと」宛てのはがきを配布し、それにいやだったことや困っていること、一緒に解決したいことを書いて送るというものである(相談内容を第三者に見られないよう、シールが貼られる)。はがき相談は、導入初年度の令和3(2021)年度は74件、令和4(2022)年度は102件に上り、特に小学校低学年からの相談が多かった。自分では電話やメールを利用しにくい小学校低学年の子どもたちの声が「せたホッと」に届きやすくなり、裾野がより広がった。

表2. 令和3年度と4年度の新規件数比較(相談方法別)

	年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	3	83 (42.1%)	31 (15.7%)	5 (2.5%)	73 (37.1%)	3 (1.5%)	2 (1.0%)	197 (100.0%)
	4	81 (33.3%)	58 (23.9%)	1 (0.4%)	101 (41.6%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	243 (100.0%)
おとな	3	86 (83.5%)	12 (11.7%)	4 (3.9%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	103 (100.0%)
	4	114 (91.9%)	7 (5.6%)	2 (1.6%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	124 (100.0%)
合計	3	169 (56.3%)	43 (14.3%)	9 (3.0%)	74 (24.7%)	3 (1.0%)	2 (0.7%)	300 (100.0%)
	4	195 (53.1%)	65 (17.7%)	3 (0.8%)	102 (27.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	367 (100.0%)

(6) 子どもの権利に関する普及・啓発活動

「せたホッと」では、設立当初から、学校の教室や体育館などに出向き、子どもたちに向けた授業を行う活動を開始した。これまでに、いじめ予防授業、子どもの安全を守るセーフティ教室、子どもの権利について、などの出前講座を実施してきた。相談事業とは異なり、こちらから出向いてメッセージを発することで、多数の子どもに一度に伝えられるという利点がある。

今後は、子どもを対象とした子どもの権利学習を充実させ、また、教職員対象に「せたホッと」の子どもの権利基盤アプローチの理解を深めることのできる活動の拡大を図っていきたい。

実施年度	内容	実施数	対象
平成 25 (2013)	いじめ予防授業	1 校	小学校
平成 26 (2014)	いじめ予防授業	2校	小学校
平成 27 (2015)	いじめ予防授業	2校	小学校
平成 28 (2016)	いじめ予防授業	3校	小学校
平成 29 (2017)	いじめ予防授業	3校	小学校
平成 30 (2018)	いじめ予防授業	5校	小学校・中学校
令和元 (2019)	いじめ予防授業	4校	小学校・中学校
	子どもの権利と「心とからだをまもる」方法についてワークショップ	1校	小学校
令和3 (2021)	いじめ予防授業	4校	小学校・中学校
	子どもの権利について	1校	中学校
令和4 (2022)	いじめ予防授業	4校	小学校

※ いじめ予防授業においては、1校で複数学年、同学年の複数のクラスで実施していることが多い。

※ 令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実施を見送った。

(7) 視察受け入れ

平成 25 (2013) 年の設置からこれまでに多くの地方議会、他自治体、外国、その他団体からの視察を受け入れている。子ども条例の内容、子どもにかかわる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明している。

視察受け入れ	
国会議員	参議院
省庁	文部科学省
地方議会	東京都議会、北区議会、中野区議会、東村山市議会、西東京市議会、千代田区議会、大田区議会、板橋区議会、世田谷区議会、豊中市議会、新潟市議会、長野市議会、京都市議会、長久手市議会、郡山市議会、伊丹市議会、豊橋市議会、小金井市議会、丸亀市議会、江南市議会、那覇市議会、仙台市議会
地方自治体	宝塚市、函館市、相模原市、宗像市、大津市、朝霞市、相模原市、川崎市、旭川市、札幌市、国立市、名古屋市、西東京市、武蔵野市、小金井市、中野区、荒川区、北本市、豊島区、練馬区、多摩市
大学	早稲田大学、東京経済大学、愛知教育大学、創価大学、昭和女子大学
外国	韓国保健社会研究院、韓国 10 自治体・ユニセフ協会 ベルギー欧州子どもにやさしいまちネットワーク インドネシア共和国女性のエンパワーメントと児童保護省 スコットランド子どもコミッショナーおよび日本財団
その他団体	公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン 日本弁護士連合会、国立市オンブズマン、せたがやチャイルドライン

4 申立てや発意による調査

関係当事者との対話を積み重ね、働きかけをしたとしても状況が改善されない場合は、権利侵害を取り除くための申立てを受け、調査を開始することができる。相談から関係機関等への「代弁」「解決への働きかけ」等の手順を踏まず、はじめから申立てに基づき調査を開始することもある。

「せたホッと」は、自己発意により調査を行うこともできる。申立ておよび自己発意による調査の結果、必要があると認められるときには、子どもの権利侵害を取り除くための調整を行い、関係機関等に対して是正要請や意見を述べるができる仕組みになっている。

ここで、自己発意でおこなった調査の一例として、「クラブチームでの体罰の改善」の案件を挙げておきたい。(プライバシー保護のため、内容は一部変更している。)

○ 端緒

「せたホッと」にクラブチームでの暴言、暴力について相談があった。相談者より、相談者が特定できないようにしたいとの希望があったこともあり、自己発意案件とした。

○ 調査

全選手に対して、アンケート調査を実施し、その中で特に暴言、暴力について触れているものについて、ヒヤリングを行った。また、指導者からもヒヤリングを行い、事実関係を把握した。現場調査も複数回行った。

○ 留意した点

- ・アンケートでは、暴言、暴力があったことを誘導することがないよう、クラブでの楽しいこと、嫌なこと両方について尋ねる形とした。
- ・対象が低学年から高学年にわたったため、低学年用と高学年用の2種類のアンケートを作成し、それぞれの子どもが理解しやすいものになるよう配慮した。

○ 結果

調査の結果、暴言、暴力が認められたため、指導者にその旨を説明した。指導者との面接を重ねる中で、試合に向けて熱が入っていたのかもしれない、今後保護者、選手と今一度話し合いを持ちたい、とのことだった。

最終的に、今後の改善策を記載した書面が提示され、それを選手と保護者に指導者から説明し、納得を得た。

5 制度改善への取り組み

擁護委員は申立て案件や自己発意案件を取り扱った結果、権利侵害の状況が引き起こる要因が、世田谷区の制度や仕組みにあると認められる場合は、制度見直しや改善のための要請や意見表明等を行うことができる。

行政等に対して、当該事項に対する対応状況等の報告を求めたり、その内容を公表したりすることにより問題の所在を明らかにし、執行機関に制度改善を促す役割を担っている。

ここで、制度改善に向けた意見表明をおこなった一例として、「区立学校における通常の学級の特別支援教育について」を挙げる。

○ 意見表明の背景

就学に際して、障がいのある子どもが通常学級へ通うことを希望するとき、保護者の付き添いが求めら

れることがあり、保護者の事情で付き添いができない場合は、通常学級へ通うことを事実上拒否されることもある。また、発達に課題のある子どもの特性が周囲から理解されず、トラブルが続き、いじめや不登校、さらには学級運営が困難な状況も起き、「せたホッと」においても複数校で関係調整を行ってきた。そこで、そうした状況を踏まえ、自己発意による調査を実施し、「通常学級における特別支援教育に関する意見」を提出した。

○ 意見

区立学校に通うすべての子どもの教育を受ける権利がこれまで以上に保障されるよう、次の意見を表明した。

- 一、通常の学級に配置される特別支援教育に関する人的支援として、学校包括支援員（学校支援員）、支援要員、区費講師、ボランティアなどの抜本的増員を図ること。
- 一、特別支援教育の推進に関わる人的支援制度については、体制を整備し、支援を必要とする子どもの教育にあたるすべての学校が利用しやすくすること。
- 一、子ども本人や保護者、教職員など特別支援教育の推進に関わる方々が、「子どもの最善の利益の実現」の観点からパートナーシップを組み、教育的支援に取り組めるよう 仕組みを整備すること。

○ 結果

第一に、教育委員会の迅速な対応により、3校程度に1人配置されていた配慮を要する児童・生徒の支援等を行う学校包括支援員が、当初予定よりも早く世田谷区すべての区立小・中学校に配置されることとなり、それぞれの学校の事情に応じた支援体制を組むことができるようになった。

第二に、大学等との連携体制を構築することにより、すべての学校において必要な人材の確保を可能とし、支援を充実させることにつなげる仕組みづくりが求められていることが共有された。

第三に、校内の特別支援コーディネーターが中心的役割を担い、スクールカウンセラーや養護教諭を含め、さらにはスクールソーシャルワーカーや関係機関等も参加する校内委員会を設けるなど、子どもの最善の利益実現の観点から有機的に連携を組める仕組みを整備することが課題となっていることが共有された。

意見を表明し、教育委員会事務局や区長部局と対話を深めるなかで課題が共有されることにより、世田谷区のインクルーシブ教育システムを子どもの権利の視点から見直し、推進できるよう後押しする役割を担うことができた。

※提出先 世田谷区長、世田谷区教育委員会 提出日 平成 27(2015)年3月 30 日
(内容は活動報告書〈平成 26 年度〉P21-25 に掲載)

6 子ども条例に基づく子どもの権利救済活動の意義

「せたホッと」の 10 年の活動を通じて、子ども条例に基づく子どもの権利救済活動の意義について述べておきたい。

- ① 子ども自身が安心して相談できる機関として機能
- ② 子どもの人権を守るワンストップサービスとしての役割を果たしている

「せたホッと」に相談すれば対応してくれ、適切な機関につないでくれるといった認識が広がってきている

③ 子ども支援のための関係機関等のネットワークを形成

独立した公的第三者機関であるからこそ、学校、教育委員会、担当部署、不登校の子どもの居場所、発達支援センター、児童福祉施設、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童館など関係機関等とのネットワーク形成や橋渡しをすることができる

④ 問題解決に向けた迅速な対応につながる

調査権限を持ち、是正等の措置の要請をすることができる「せたホッと」が関わることにより、周りの人たちの当該問題への対応を促し、問題解決の糸口を探るとともに、必要な手だてを講ずることにつながる

⑤ 子どもの権利や権利擁護の広報・啓発に貢献

⑥ 子どもの最善の利益を最大限考慮するというアプローチの浸透

⑦ 10年間実績を積むなかで、子どもや保護者、区民、学校、教育委員会、関係機関等からの信頼の獲得

7 制度運営を通じて課題に感じていること

10年の制度運営を通じて感じている課題についても言及したい。

- ・ 行政、学校、関係機関、子どもを含む区民からの認知・理解のさらなる浸透
- ・ 子ども自身への子どもの権利についての教育や広報普及
- ・ 既存の相談機関との連携による双方の対応力の強化
- ・ 個別案件からみえてきた制度上の課題を改善につなげていくための効果的な手法の検討（対話、意見表明他）
- ・ 区全体の子どもの権利のモニタリング
- ・ 相談・調査専門員の専門性が蓄積し、継続勤務が可能な待遇への改善
- ・ 電話相談の適正な回線数の検討、そのための体制確保

8 今後に向けた活動－こども基本法制定、こども家庭庁設置に伴って

令和5（2023）年4月より、こども基本法が施行され、こども家庭庁が始働する。こども基本法の基本理念は、子どもの権利条約の基本原則に沿ったものであり、生徒指導提要の改訂に伴い、子どもの意見の尊重、子どもの権利の普及・啓発活動が、これまで以上に重要となる。「せたホッと」においても、子どもの権利基盤型アプローチの浸透を益々推進したい。

せたホッとのはじまりから今まで

初代 代表子どもサポート委員 一場 順子

「せたホッと」は世田谷区の子どもの人権擁護機関として、平成 25(2013)年4月から準備をはじめ、7月から実際に主として電話による相談をうけはじめました。「子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。」(世田谷区子ども条例前文から)という理念をどう実現していくかについて考えるとき、もっとも大事にしたことは、子どもの本当の声にきちんと耳を傾けることでした。子どもが母親と一緒に相談に来たとき、もっぱら母親が話をして子どもの声が聴けないことが多いので、ある程度話を聴いたところで、子どもに「お母さんに別の部屋で待ってもらって、あなたからお話を聴きたいんだけどいい？」と聴くと保育園児であっても喜んで「いいよ」といい、自分で話を始めます。子どもは相談の当事者本人なので話したいことはいっぱいあるのに、実際は周囲の大人がもっぱら話をして子どもが話を聴いてもらえないことが多いのです。直接子どもの話を聴くということは「せたホッと」がスタートするときから今まで守らなければいけない一番大事なこととしています。

私が代表委員として活動した5年間にも実にいろいろな相談がありました。いじめている子からの相談、いじめられている子からの相談、家庭・家族についての悩み、虐待を受けている子からの相談、教師の不適切指導についての悩み、人間関係についての悩み等さまざまな問題がありました。例えばいじめによる権利侵害が疑われるときは、相談を受けた専門員とふたりで学校に行き、子どもが苦しんでいることを伝え、学校での友達関係などの話を聴いて、関係する保護者、教員、教育委員会指導主事等と相談しながら子どもを中心にどのように解決していったらいいかを考えていきます(二人で学校に行くのは、あとから言った言わないとの争いがおこらないようにするためです)。そして被害者である子どもに一番よい解決方法をさぐっていきます。子どもの最善の利益とよくいわれますが、子どもの問題は当事者である子ども自身ももっとよく知っているのだと思います。そして話を聴いてもらったという経験は子どもの支えとなり、子ども自身に解決に向けた力を与えるのだと思います。

昨年6月にこども基本法、こども家庭庁設置法が成立し、今年4月からこども家庭庁が発足しています。子どもの権利条約に基づく子どもの権利の実現に向けた施策の実施に国が動き出します。「せたホッと」のような子どもの人権擁護機関は、国の議論では子どもコミッショナーという名称で言われることが多いのですが、その実現もこれから検討されることになりました。「せたホッと」も含めて一足早く活動している地方自治体の子どもの権利擁護機関の活動は、これからも子どもの SOS に迅速にこたえることのできる子どもの相談救済機関として子どもコミッショナー実現のちからになるでしょう。

「せたホッと」は「なちゅ」という素晴らしいキャラクターをもっています。「なちゅ」とともにこれからも子どもたちの「ホッとする場所」でいられるよう祈っています。

設立以来の素晴らしい積み重ねを引き継いで -新任サポート委員より-

太田 由加里

1. これまでの「せたホッと」の積み重ねのすばらしさ

これまでの「せたホッと」は、専門員やサポート委員の方々の、丁寧で心を込めた対応が積み重なって「今」があることに心から尊敬の念をいただいています。平成 25(2013)年に立ち上がった「せたホッと」は、相談を受ける専門員の方々の「子どもの最善の利益や権利」を大事にする姿勢、子どもたちの気持ちや意見に寄り添う姿勢があるからこそ、ここまで続いて、そして子どもたちに頼りにされる存在になっていると思います。「せたホッと」を立ち上げるために多くの方々が力を尽くされたことを改めて思い、これまで培われた「子どもたちを真ん中に考え、いつも子どもたちの気持ちに寄り添う」姿勢をこれから大事にしていきたいと思っています。

2. 世田谷で成長する子どもにとっての社会資源の広がり豊かさ

世田谷ではこれまで「子どもたちの幸せ」を実現するために、全国に先駆けた動きをしてきたと思います。平成 10(1998)年に「世田谷こどもいのちのネットワーク」という日本で初めてのチャイルドラインができました。子どもたちが困ったときに SOS を送る電話相談です。イギリスで始まったこの先進的な取り組みが世田谷で始まるのかと驚いたことを覚えています。また、これも早い時期に、学校で生きづらさを抱えている子どもたちのための「ほっとスクール(適応指導教室)城山」ができました。区立幼稚園の跡地を活用した、庭も広く、子どもたちの環境に配慮した居心地の良い場所でした。さらに「子どもにとって遊びは重要」と国際児童年に「羽根木プレーパーク」ができ、専任のプレーリーダーが子どもと一緒に遊びを創造してくれました。今はそのプレーパークが4か所になり、そのプレーパークから遠くて遊べない子どものためにプレーカー事業もあります。そして平成 14(2002)年、国立成育医療研究センターができ、医療的ケアが必要な子どもたちのための施設も充実しています。さらに平成 28(2016)年から「せたがや若者フェアスタート」という、すべての若者が同じスタートラインに立ち、未来を切り開くことができる事業も始まっています。様々な課題を持ちながらも、希望を持って前に進むことのできる環境があることに感謝をして、それらの歴史と活動を踏まえ、豊かな社会資源を「せたホッと」の活動でも生かしていきたいと思っています。

3. まだ「せたホッと」と出会っていない方々に向けて

これからの課題の一つとして「せたホッと」をまだ知らない子どもたちや子どもを取り巻く人たちにもっと「せたホッと」を知ってもらいたいと願っています。子どもたちが日々、しんどい思いを抱えていたり、生活をするうえでハンディキャップのある子どもたちの相談や支援などがさらに充実したものになればと思います。どこにも相談する場所がない、誰も頼る人がいないということのないよう、人と話すことで気持ちがホッとしたりなど、そんな「居場所」になることができればと努めます。これからどうぞよろしくお願いいたします。「せたホッと」でお待ちしています。

新米子どもサポート委員から子どもとおとなのみなさんへ

安部 芳絵

子どものみなさんへ

「せたホッと」は、あなたの声を聴きます。

声といっても、うまく言葉にならないこともあると思います。そんなときは、あなたの気持ちがどのようなものなのか、あなたには世界がどう見えているのかをあなたと一緒に探りたいです。あなたの気持ちを決めつけることや、あなたの声を聴かずに何かを決めることはしません。

「せたホッと」は、あなたがこれからどんな道を進んで行けるのかを話し合うためにここにいます。とはいえ、ちょっとお休みしたいときもあるでしょう。そんなときも、あなたをせかしたり、あなたに代わって道を進んだり、あなたの責任を奪ったりはしません。

わたしたちがここにいるのは、あなたの声を聴き、ときには一緒に喜んだり悔しがったりして、あなたが自分で自分を助けることができるようにお手伝いするためです。自分の気持ちを誰かに伝えることはとても勇気がいります。けれど、「せたホッと」に伝えてくれたあなたの「現在」の声、他の誰かの「未来」を支えることもあるかもしれません。

あなたの声を、待っています。

おとなのみなさんへ

国連子どもの権利条約は平成元（1989）年に国連総会にて全会一致で採択され、平成6（1994）年に日本政府も批准しました。子どもにとって一番よいことをしようという国同士の約束事で、この4月から施行されているこども基本法や世田谷区子ども条例の理念となっています。子どもにとって一番よいことは、おとなが勝手に決めるのではなく、子どもに聴いて子どもとともに考えていくのがポイントです。

子どもたちのまわりにはたくさんのおとながいます。保護者、学校の先生、地域のみなさん、それぞれが子どもにとって「よかれ」と思いながら勝手に行動してしまうと、ときとして子どもが望まない結果をもたらすことがあります。だからこそ、「子どもにとって一番よいことは、おとなが勝手に決めるのではなく、子どもに聴いて子どもとともに考えていく」が大事になってきます。とはいえ、これがなかなかごわい。「一番よいことはコレですよ!」という看板が掲げられているわけではないので、少しずつ、「一番よいこと」を子どもとともに探していくことになります。すぐに解決のめどが立たないこともありますが、子どもの声を聴くことは忘れないようにしたいです。

ところで、子どもの声を聴くことは、待つことでもあります。聴くことは、おとなの望んだ方向に子どもが言葉を発するよう誘導することではありません。子どものなかから湧き出る言葉を、じっと待ちます。しかし、待ったからと言って、子どもが話してくれるとは限りません。それでも、「せたホッと」は子どもの声を待ちます。子どもの声なしでは、「せたホッと」がその役割を果たすことはできないからです。その意味で「せたホッと」のしごとは、「子どもを信じること」とも言えそうです。

話を聴かれる経験、待たれる経験は、やがて子どもの根っことなります。わたしたちおとなは、子どもに目に見える成果ばかり要求しがちです。大きいこと、早いこと、間違わないこと。しかし、大きな木には、同じくらい大きな根が必要です。小さくても、ゆっくりでも、たくさん失敗しても、自分で考え、誰かとともに何かをやりとげる。そんな目に見えないところでしっかりはられた根こそが、子どもの育ちを支えるのではないかと考えています。

参考文献・資料

Hearing Every Youth Through Youth (H.E.Y.Y.)研修資料(2000)

安部芳絵 2010『子ども支援学研究の視座』学文社

第二部 せたがやホッと子どもサポート 活動報告書（令和4年度）

I

世田谷区子どもの人権擁護委員 「せたがやホッと子どもサポート」の制度

- 1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 相談の流れ(仕組み)
- 7 擁護委員会議
- 8 これまでの経過

I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 子どもの人権擁護委員(以下、子どもサポート委員) の設置目的、職務

(1) 設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

(2) 位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関(＊)

＊子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3) 職務内容

- ① 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ② 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③ 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④ 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤ 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- ⑥ 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- ⑦ 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧ 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

3 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案(子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象)

4 体制

(1) 子どもサポート委員 3名

氏名	所属等
月田 みづえ (つきだ みづえ) ※令和5年3月31日付で退任	昭和女子大学 名誉教授 佐伯栄養専門学校 非常勤講師 (子ども家庭福祉)
半田 勝久 (はんだ かつひさ) ※令和5年3月31日付で退任	日本体育大学体育学部准教授 (教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学)
平尾 潔 (ひらお きよし)	弁護士(第二東京弁護士会)

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

氏名	所属等
太田 由加里 (おた ゆかり) ※令和5年4月1日付で就任	日本大学文理学部特任教授 (児童福祉、スクールソーシャルワーク)
安部 芳絵 (あべ よしえ) ※令和5年4月1日付で就任	工学院大学教育推進機構教職課程科教授 (教育学、こどもの権利条約)

(2) 相談・調査専門員 5名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、幼稚園教諭、保育士、中学校教諭、高等学校教諭、キャリアコンサルタントの有資格者など。

(3) 事務局

子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。

子ども・若者部 子ども・若者支援課

5 相談方法等

(1) 相談方法

ホ ッ ト に き ゅ う さい

○電話:0120-810-293 [フリーダイヤル]

○メール・FAX:区ホームページで「せたホッと」を検索

⇒せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」のページの「せたホッと」に相談するには

メールの場合:メールで相談したいをクリック⇒メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信

FAXの場合:電話・ファクシミリで相談したいをクリック⇒FAX送信用の用紙に相談内容を書いて

03-3439-6777(ホッとにきゅうさい FAX)に FAX 送信

○面 接:予約なしの相談も可

○その他:手紙、はがきによる相談も可

(2) 相談時間 月曜日～金曜日:午後1時～午後8時

土曜日:午前10時～午後6時 (日曜日、祝・休日、年末年始はお休み)

(3) 窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階

(小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

6 相談の流れ(仕組み)



7 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。令和4年度は計24回開催しました。

個別ケース対応に関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

令和4年度 擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

8 これまでの経過

平成14(2002)年4月	子ども条例施行
平成17(2005)年3月	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成23(2011)年12月	区立校の小学5年生及び中学2年生約2,600人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関する調査を実施
平成24(2012)年5月	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的検討に着手
10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成25(2013)年2月	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」開催(成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター(宮坂3-15-15)にて相談業務を開始
平成26(2014)年6月	「平成25年度活動報告書」を発行
7月	平成25年度の活動報告会を開催(成城ホール)
平成27(2015)年3月	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
6月	「平成26年度活動報告書」を発行
7月	平成26年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成28(2016)年6月	「平成27年度活動報告書」を発行
7月	平成27年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成29(2017)年6月	「平成28年度活動報告書」を発行
7月	平成28年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
平成30(2018)年6月	「平成29年度活動報告書」を発行
7月	平成29年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和元(2019)年6月	「平成30年度活動報告書」を発行
7月	平成30年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和2(2020)年6月	「令和元年度活動報告書」を発行
令和3(2021)年6月	「令和2年度活動報告書」を発行
10月	令和2年度の活動報告を動画により配信
令和4(2022)年6月	「令和3年度活動報告書」を発行
8月	令和3年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
11月	令和3年度の活動報告を動画により配信

第二部

Ⅱ

令和4年度の活動状況

- 1 相談活動の状況
- 2 権利の侵害を取り除くための申立て等
- 3 相談方法と内容の分析

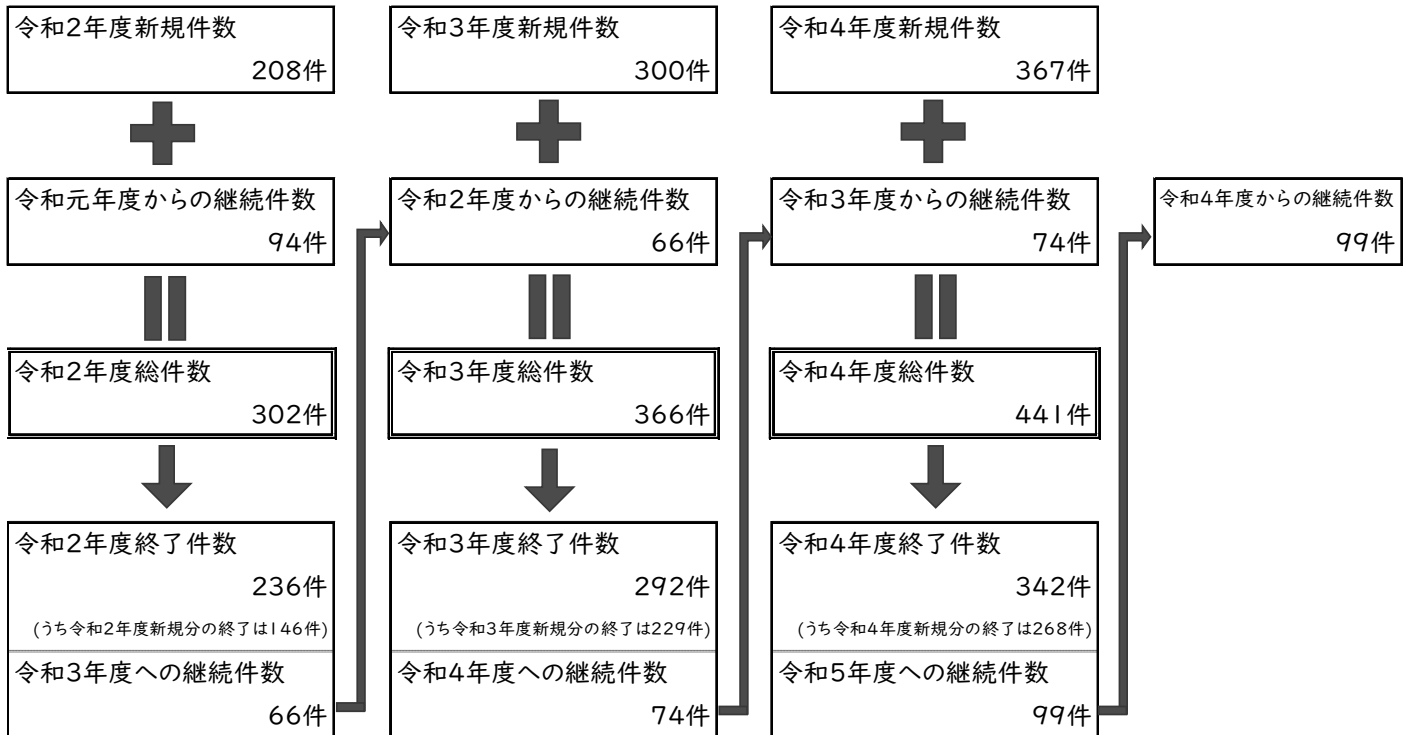
Ⅱ 令和4(2022)年度の活動状況

1 相談活動の状況

令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までの相談活動の状況は、令和3(2021)年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

(1) 相談の状況

令和4(2022)年度の新規件数は367件でした。令和3(2021)年度からの継続件数は74件だったため、令和4(2022)年度は、合計で441件の相談対応をしました。令和5(2023)年度へ継続する件数は99件になりました。



(2) 令和4(2022)年度の新規件数

令和4(2022)年度の新規件数、367件の月別・相談者別の内訳は以下のとおりです。

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	14 (3.8%)	16 (4.4%)	30 (8.2%)
5月	11 (3.0%)	5 (1.4%)	16 (4.4%)
6月	24 (6.5%)	6 (1.6%)	30 (8.2%)
7月	18 (4.9%)	15 (4.1%)	33 (9.0%)
8月	6 (1.6%)	8 (2.2%)	14 (3.8%)
9月	11 (3.0%)	13 (3.5%)	24 (6.5%)
10月	62 (16.9%)	14 (3.8%)	76 (20.7%)
11月	37 (10.1%)	5 (1.4%)	42 (11.4%)
12月	8 (2.2%)	10 (2.7%)	18 (4.9%)
1月	13 (3.5%)	11 (3.0%)	24 (6.5%)
2月	19 (5.2%)	13 (3.5%)	32 (8.7%)
3月	20 (5.4%)	8 (2.2%)	28 (7.6%)
合計	243 (66.2%)	124 (33.8%)	367 (100.0%)

(3) 令和4(2022)年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数367件に令和3(2021)年度からの継続件数74件を加えた441件について、延べ相談回数1,478回(初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数)、相談者への活動回数820回(「せたホッと」から相談者に対して連絡を行った回数)、関係機関との活動回数489回(学校や区の他部署等とのやり取りを行った回数)、そのすべてを合わせた総活動回数は2,787回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含まれています。

なお、令和3(2021)年度の総活動回数は2,253回でした。

令和4年度	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
4月	33 (1.2%)	42 (1.5%)	75 (2.7%)	18 (0.6%)	10 (0.4%)	28 (1.0%)	22 (0.8%)	125 (4.5%)
5月	22 (0.8%)	29 (1.0%)	51 (1.8%)	7 (0.3%)	23 (0.8%)	30 (1.1%)	17 (0.6%)	98 (3.5%)
6月	61 (2.2%)	36 (1.3%)	97 (3.5%)	36 (1.3%)	22 (0.8%)	58 (2.1%)	24 (0.9%)	179 (6.4%)
7月	64 (2.3%)	52 (1.9%)	116 (4.2%)	42 (1.5%)	20 (0.7%)	62 (2.2%)	17 (0.6%)	195 (7.0%)
8月	43 (1.5%)	51 (1.8%)	94 (3.4%)	20 (0.7%)	27 (1.0%)	47 (1.7%)	27 (1.0%)	168 (6.0%)
9月	45 (1.6%)	84 (3.0%)	129 (4.6%)	23 (0.8%)	45 (1.6%)	68 (2.4%)	27 (1.0%)	224 (8.0%)
10月	104 (3.7%)	70 (2.5%)	174 (6.2%)	57 (2.0%)	37 (1.3%)	94 (3.4%)	37 (1.3%)	305 (10.9%)
11月	79 (2.8%)	63 (2.3%)	142 (5.1%)	39 (1.4%)	36 (1.3%)	75 (2.7%)	70 (2.5%)	287 (10.3%)
12月	52 (1.9%)	67 (2.4%)	119 (4.3%)	59 (2.1%)	28 (1.0%)	87 (3.1%)	94 (3.4%)	300 (10.8%)
1月	62 (2.2%)	72 (2.6%)	134 (4.8%)	26 (0.9%)	43 (1.5%)	69 (2.5%)	54 (1.9%)	257 (9.2%)
2月	76 (2.7%)	92 (3.3%)	168 (6.0%)	36 (1.3%)	41 (1.5%)	77 (2.8%)	49 (1.8%)	294 (10.5%)
3月	94 (3.4%)	85 (3.0%)	179 (6.4%)	67 (2.4%)	58 (2.1%)	125 (4.5%)	51 (1.8%)	355 (12.7%)
合計	735 (26.4%)	743 (26.7%)	1,478 (53.0%)	430 (15.4%)	390 (14.0%)	820 (29.4%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)

※令和3(2021)年度からの継続件数74件を加えた441件に対する回数

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
令和4年度	735 (26.4%)	743 (26.7%)	1,478 (53.0%)	430 (15.4%)	390 (14.0%)	820 (29.4%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)
令和3年度	543 (24.1%)	607 (26.9%)	1,150 (51.0%)	337 (15.0%)	368 (16.3%)	705 (31.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)

① 相談内容

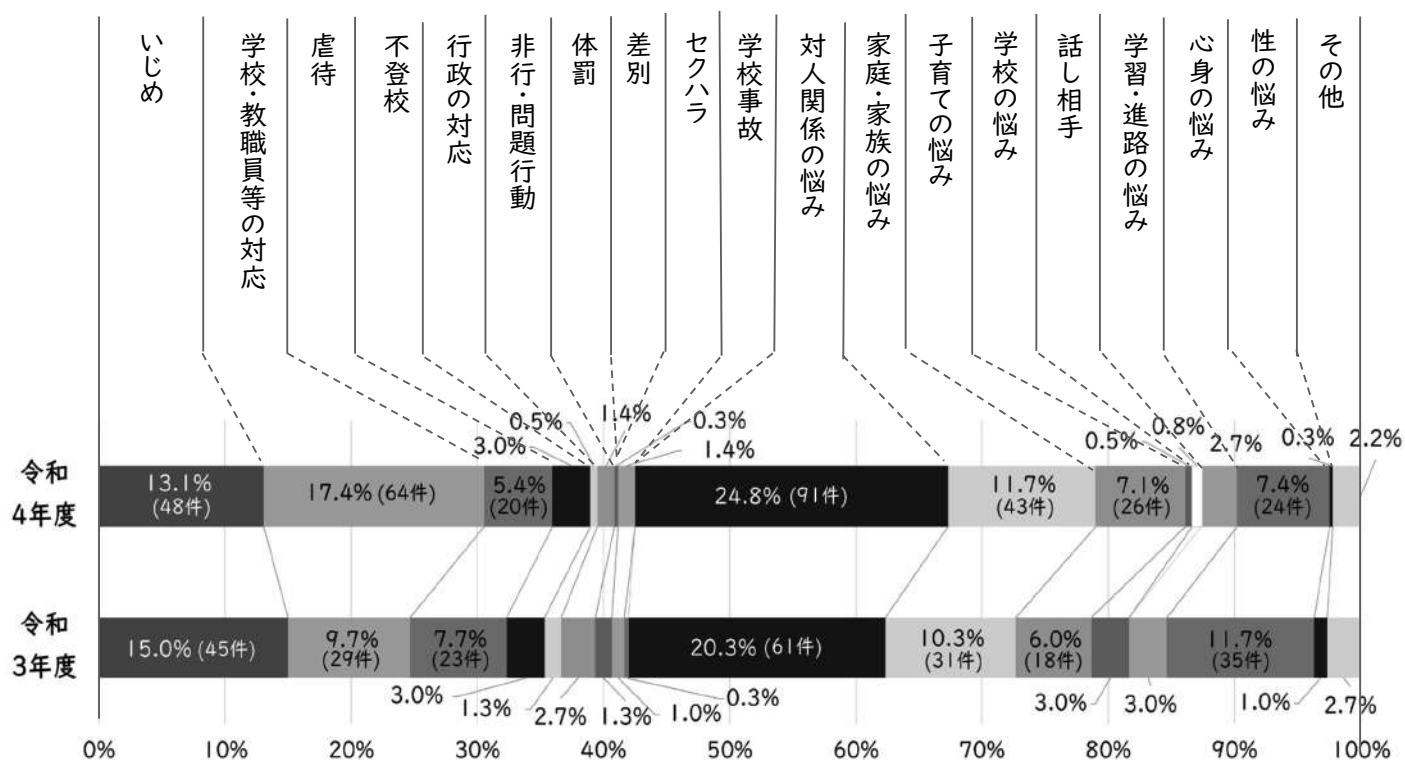
令和4(2022)年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(91件、24.8%)でした。次いで、「学校・教職員等の対応」(64件、17.4%)、「いじめ」(48件、13.1%)、「家庭・家族の悩み」(43件、11.7%)となりました。

令和3(2021)年度と比べて、「学校・教職員等の対応」の相談が最も増加しました。さらに、「子育ての悩み」や「家庭・家族の悩み」も増加しています。一方で、令和3(2021)年度まで増加傾向であった「心身の悩み」は減少しています。

表① 相談内容

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
48 (13.1%)	64 (17.4%)	20 (5.4%)	11 (3.0%)	2 (0.5%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
91 (24.8%)	43 (11.7%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)	10 (2.7%)	27 (7.4%)	1 (0.3%)	8 (2.2%)	367 (100.0%)

図① 相談内容の比較グラフ



② 初回の相談者

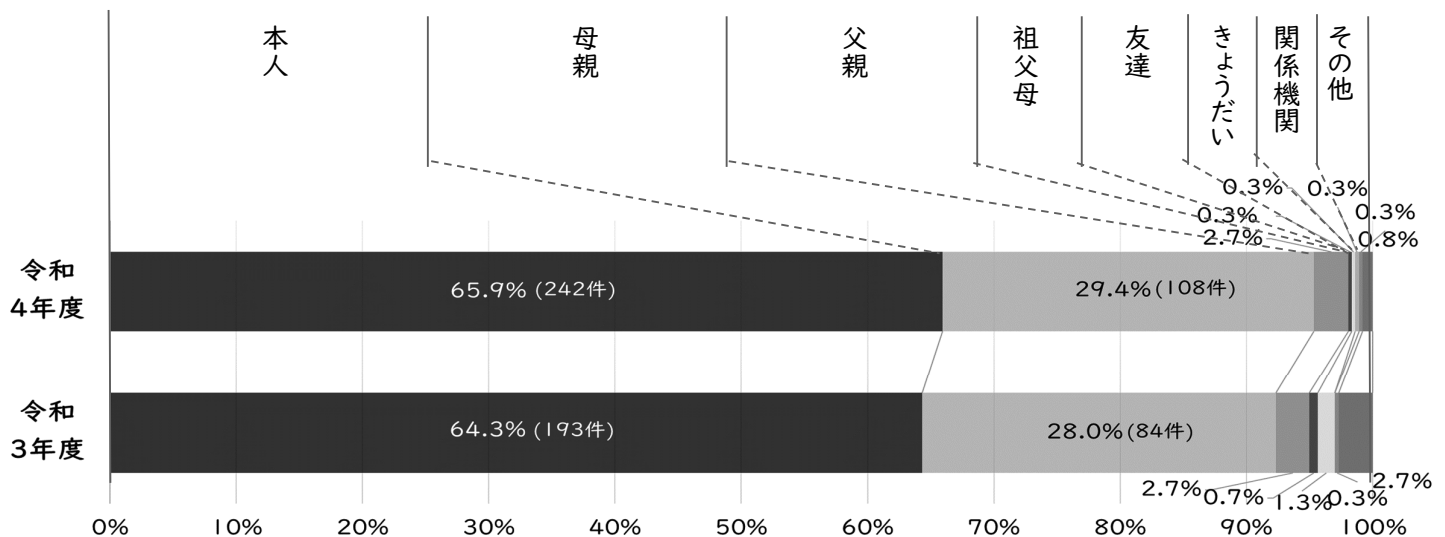
令和4(2022)年度は、子どもからの相談は、「本人」からが242件(65.9%)、「友だち」からが1件(0.3%)を合わせた243件でした。おとなからの相談は、「母親」(108件、29.4%)、「父親」(10件、2.7%)、「祖父母」(1件、0.3%)、「きょうだい」(1件、0.3%)、「関係機関」(1件、0.3%)、「その他」(3件、0.8%)を合わせた124件となりました。

「関係機関」は「民生委員」です。「その他」の内訳は、「クラスメイトの保護者」や「近所の方」などでした。

表② 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
242 (65.9%)	108 (29.4%)	10 (2.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	367 (100.0%)

図② 初回の相談者の比較グラフ



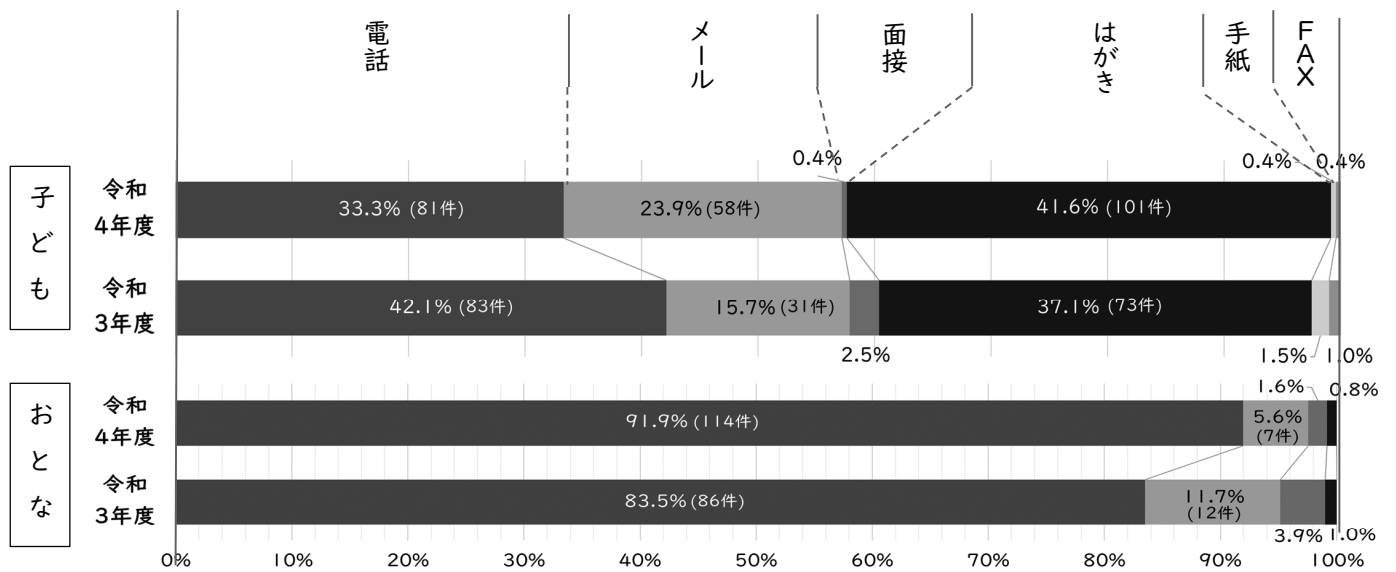
③ 初回の相談方法

初回の相談方法は、「電話」が195件(53.1%)で最も多く、次いで、「はがき」(102件、27.8%)、「メール」(65件、17.7%)、「面接」(3件、0.8%)、「手紙」・「FAX」(各1件、0.3%)の順となりました。令和3(2021)年度から始めた「はがき」での相談が増加しており、子どもからの相談の4割以上を占めています。また、子どもからの電話での相談は減少していますが、メールでの相談が増加しました。

表③ 初回の相談方法

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	81 (33.3%)	58 (23.9%)	1 (0.4%)	101 (41.6%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	243 (100.0%)
おとな	114 (91.9%)	7 (5.6%)	2 (1.6%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	124 (100.0%)
合計	195 (53.1%)	65 (17.7%)	3 (0.8%)	102 (27.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	367 (100.0%)

図③ 初回の相談方法の比較グラフ



④ 相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属では、「小学校」に在学している子どもに関する相談が全体の6割以上（245 件、66.8%）となりました。次に「中学校」（82 件、22.3%）、「高校等」（26 件、7.1%）、「未就学」（12 件、3.3%）となりました。

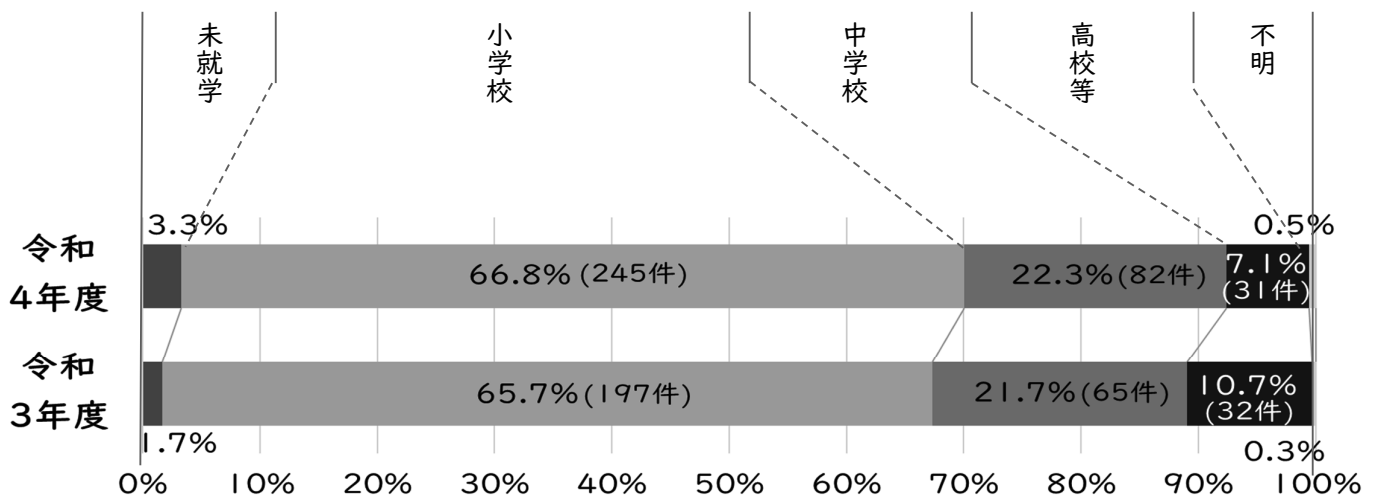
令和3（2021）年度と比べると、「高校等」の相談のみが減少しており、その他の所属は増加しています。

※ 「高校等」には、18 歳又は 19 歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表④ 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
12 (3.3%)	245 (66.8%)	82 (22.3%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	367 (100.0%)

図④ 子どもの所属の比較グラフ



⑤ 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学校6年」(59件、16.1%)でした。次いで、「小学校5年」(48件、13.1%)、「小学校3年」(46件、12.5%)、「中学校1年」(36件、9.8%)となりました。

令和3(2021)年度と比べ、「中学校1年」が2倍以上増加しました。ほかにも、「未就学児」や「小学校5年」、「小学校6年」などの相談が増加しています。一方で、「高校等」では、全学年の相談が減少しています。

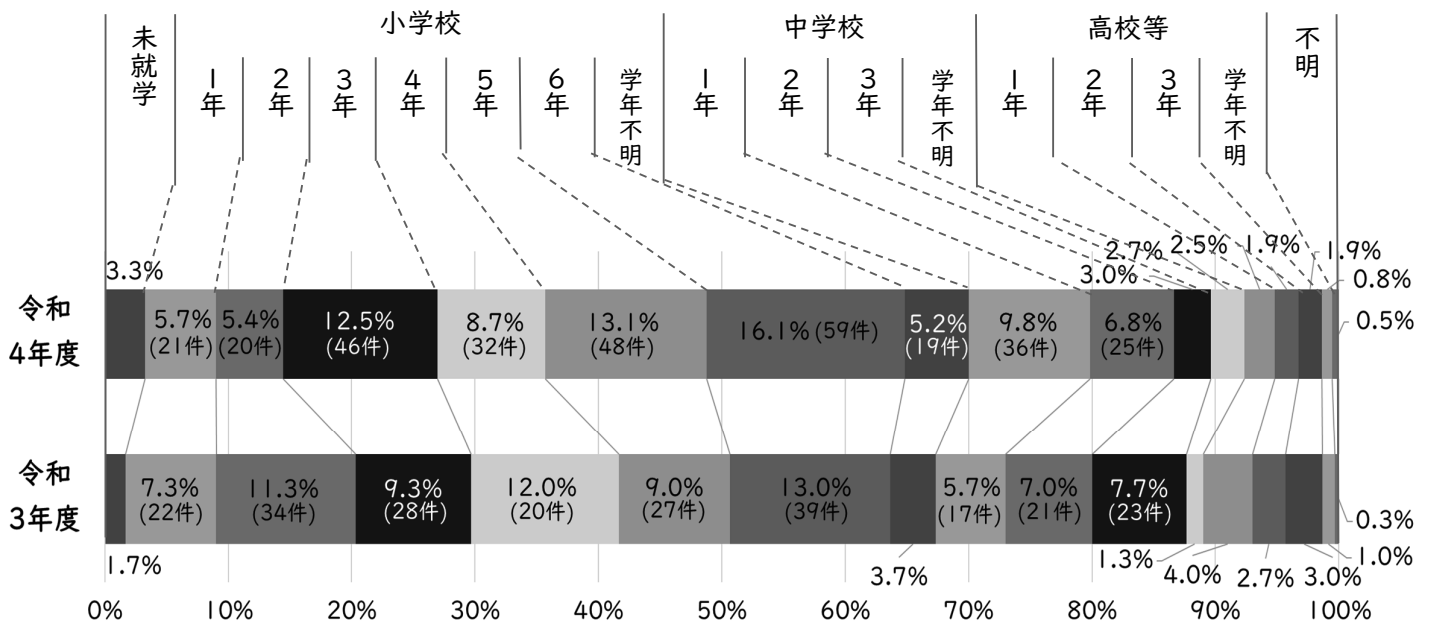
※「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表⑤ 子どもの学年

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
12 (3.3%)	21 (5.7%)	20 (5.4%)	46 (12.5%)	32 (8.7%)	48 (13.1%)	59 (16.1%)	19 (5.2%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
36 (9.8%)	25 (6.8%)	11 (3.0%)	10 (2.7%)	9 (2.5%)	7 (1.9%)	7 (1.9%)	3 (0.8%)	2 (0.5%)	367 (100.0%)

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



⑥ 相談者との相談方法

相談者とのやり取りは、子どもが1,165回、おとなが1,133回、合計2,298回でした。

そのうち、相談者からの相談方法で最も多いのは、子どもは「メール」(233回、20.0%)、と「電話」(232回、19.9%)がほぼ同数、次いで「はがき」(149回、12.8%)でした。おとなは「電話」(455回、40.2%)が最も多く、次いで「メール」(164回、14.5%)となりました。

「せたホット」から相談者への連絡方法では、子どもに対しては「メール」(223回、19.1%)、「手紙」(138件、11.8%)が多く、おとなに対しては「電話」(267回、23.6%)、「メール」(117回、10.3%)が多かったです。

令和4(2022)年度は、子どもとの「メール」でのやり取りが増加しました。また、「はがき」による相談が増えているため、その返事としての「せたホット」からの「手紙」が増えています。

表⑥ 相談者との相談方法

令和4年度	電話		メール		面接		はがき		手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホットから	相談者から	せたホットから	所内面接	訪問面接	相談者から	せたホットから	相談者から	せたホットから	相談者から	せたホットから		
子ども	232 (19.9%)	40 (3.4%)	233 (20.0%)	223 (19.1%)	109 (9.4%)	21 (1.8%)	149 (12.8%)	0 (0.0%)	6 (0.5%)	138 (11.8%)	6 (0.5%)	8 (0.7%)	1,165 (100.0%)	2,298
合計	272		456		130		149		144		14			
おとな	455 (40.2%)	267 (23.6%)	164 (14.5%)	117 (10.3%)	114 (10.1%)	4 (0.4%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	9 (0.8%)	1 (0.1%)	1,133 (100.0%)	
合計	722		281		118		1		1		10			

令和3年度	電話		メール		面接		はがき		手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホットから	相談者から	せたホットから	所内面接	訪問面接	相談者から	せたホットから	相談者から	せたホットから	相談者から	せたホットから		
子ども	188 (21.4%)	81 (9.2%)	132 (15.0%)	134 (15.2%)	115 (13.1%)	20 (2.3%)	98 (11.1%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)	94 (10.7%)	7 (0.8%)	8 (0.9%)	880 (100.0%)	1,855
合計	269		266		135		98		97		15			
おとな	342 (35.1%)	202 (20.7%)	165 (16.9%)	149 (15.3%)	95 (9.7%)	15 (1.5%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	975 (100.0%)	
合計	544		314		110		2		5		0			

⑦ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

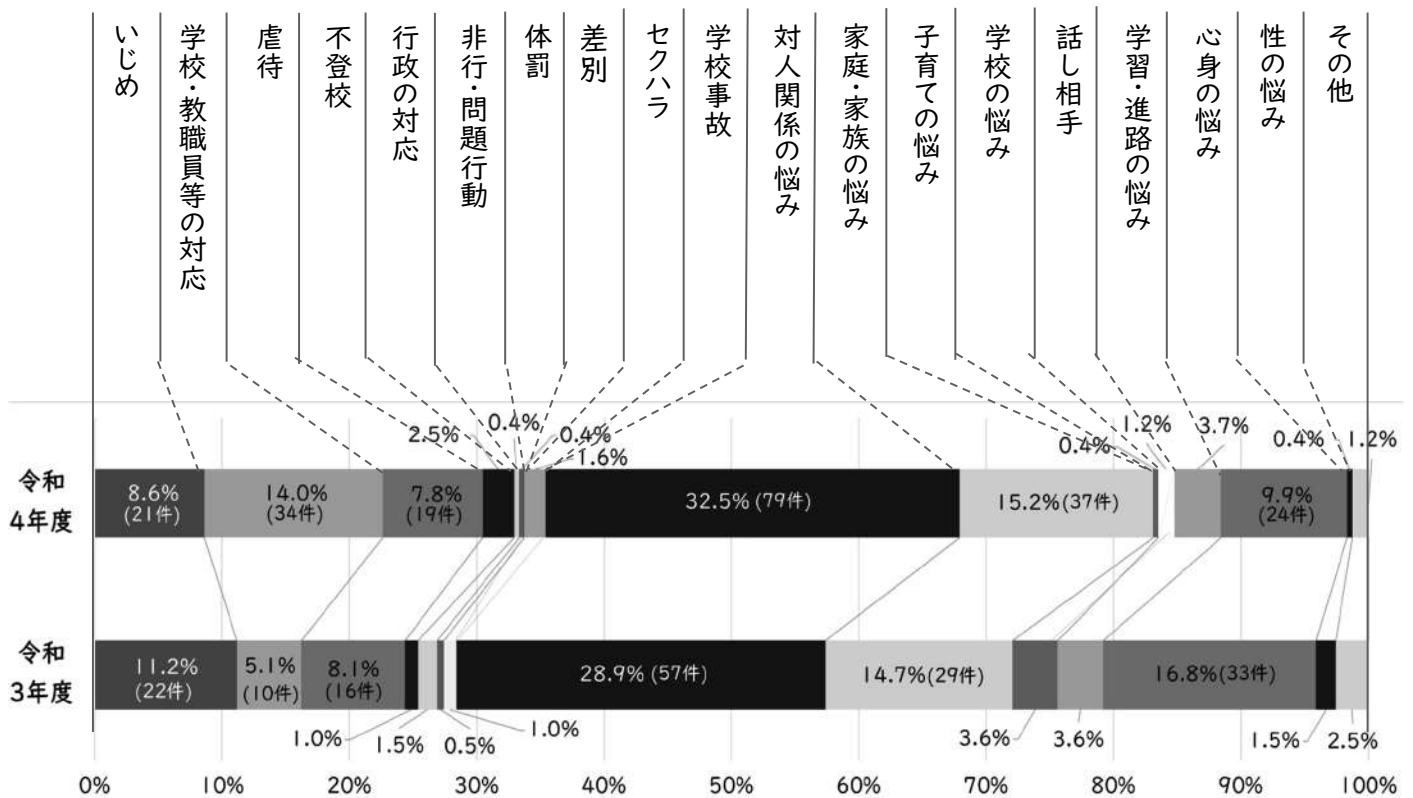
初回の相談者が子ども(本人242件と友だち1件を合わせた243件)の場合の相談内容は、「対人関係の悩み」(79件、32.5%)が最も多く、次いで「家庭・家族の悩み」(37件、15.2%)、「学校・教職員等の対応」(34件、14.0%)となりました。

令和3(2021)年度に比べ、「学校・教職員等の対応」が大幅に増えました。さらに、「家庭・家族の悩み」(37件、15.2%)、「不登校」(6件、2.5%)、「セクハラ」(4件、1.6%)などの相談が増加しています。

表⑦ 相談内容(初回の相談者が子どもの場合)

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
21 (8.6%)	34 (14.0%)	19 (7.8%)	6 (2.5%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.6%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
79 (32.5%)	37 (15.2%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	9 (3.7%)	24 (9.9%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	243 (100.0%)

図⑦ 相談内容(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



⑧ 初回の相談者が子どもの場合の子どもの学年

初回の相談者が子どもの場合でも、「小学校6年」(47件、19.3%)、「小学校5年」(34件、14.0%)からの相談が多かったです。

令和3(2021)年度との比較では、「小学校3年」から「中学校2年」まで相談件数が増加しており、特に「小学校6年」、「小学校5年」の小学校高学年からの相談が増えています。

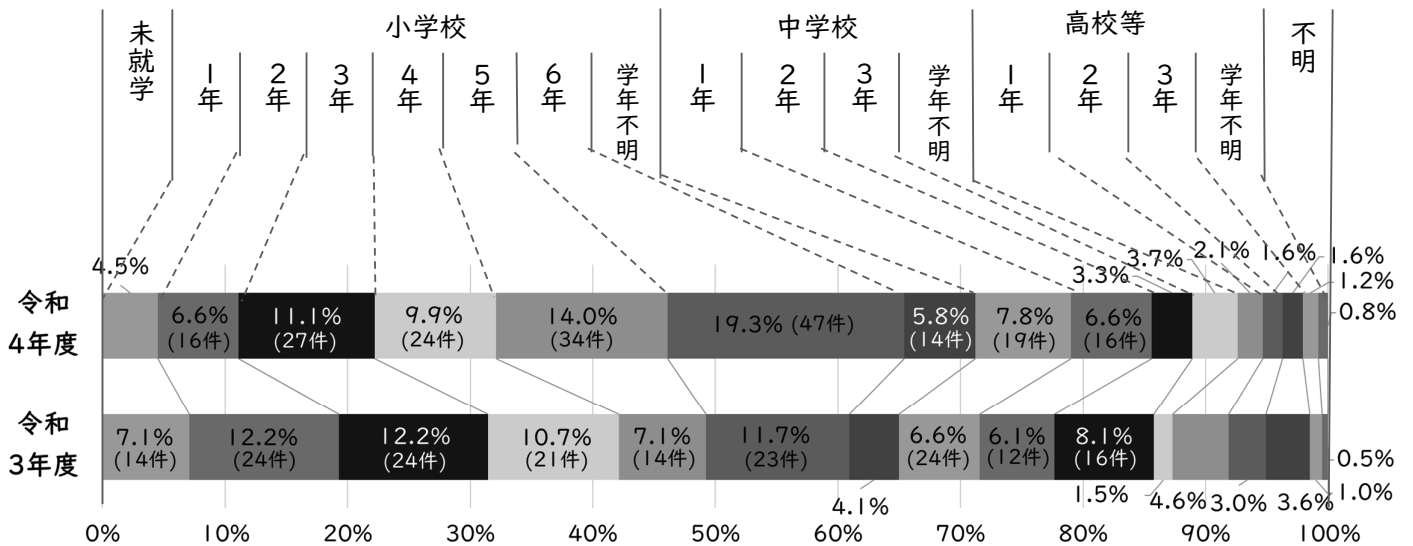
※「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
0 (0.0%)	11 (4.5%)	16 (6.6%)	27 (11.1%)	24 (9.9%)	34 (14.0%)	47 (19.3%)	14 (5.8%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
19 (7.8%)	16 (6.6%)	8 (3.3%)	9 (3.7%)	5 (2.1%)	4 (1.6%)	4 (1.6%)	3 (1.2%)	2 (0.8%)	243 (100.0%)

図⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



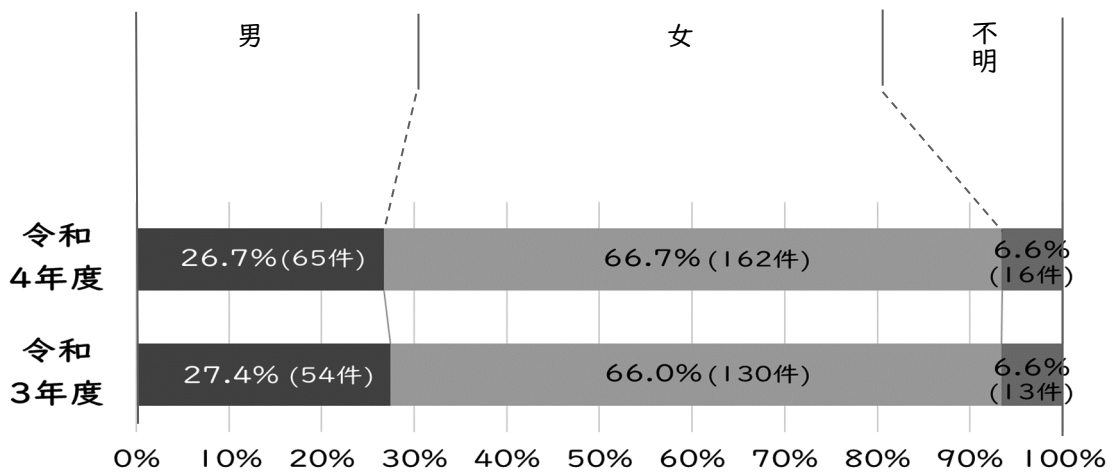
⑨ 初回の相談者が子どもの場合の性別

初回の相談者が子どもの場合における性別の内訳は、女子からの相談(162件、66.7%)が男子からの相談(65件、26.7%)よりも多かったです。令和3(2021)年度に比べて、男子からの相談の割合が減りました。

表⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)

男	女	不明	合計
65 (26.7%)	162 (66.7%)	16 (6.6%)	243 (100.0%)

図⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



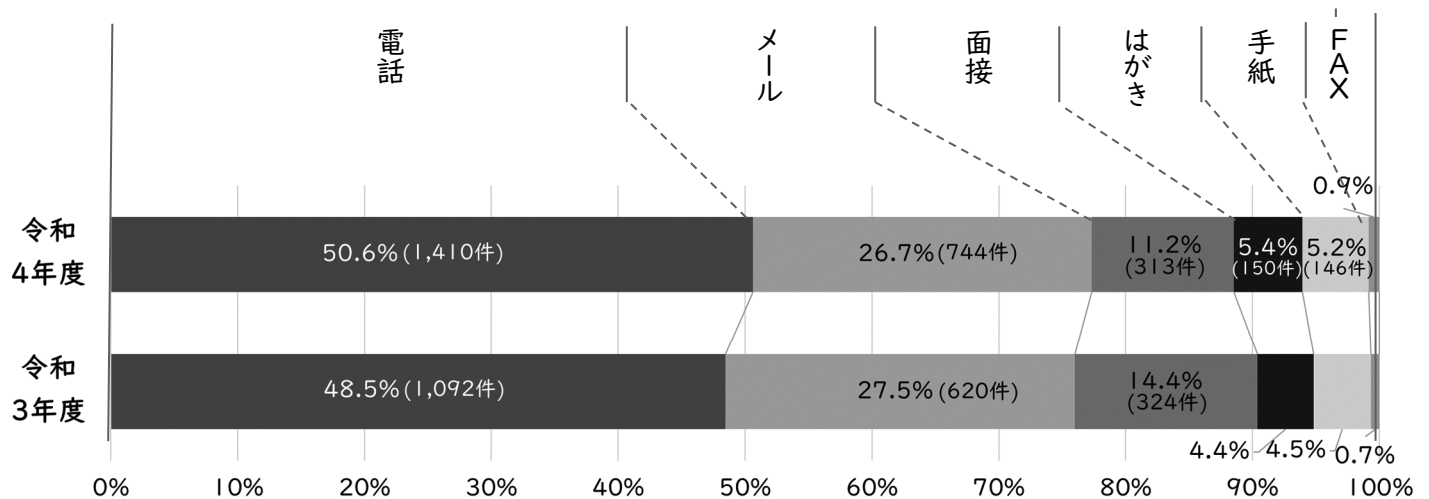
⑩ 委員・専門員の総活動回数(相談方法別)

相談活動の方法としては、「電話」(1,410回、50.6%)が最も多く、次いで「メール」(744回、26.7%)、「面接」(313回、11.2%)、「はがき」(150回、5.4%)、「手紙」(146回、5.2%)、「FAX」(24回、0.9%)となりました。令和3(2021)年度との比較では、「面接」での相談回数が減り、「電話」や「手紙」、「FAX」での相談活動が増えています。

表⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)

電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
1,410 (50.6%)	744 (26.7%)	313 (11.2%)	150 (5.4%)	146 (5.2%)	24 (0.9%)	2,787 (100.0%)

図⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)の比較グラフ



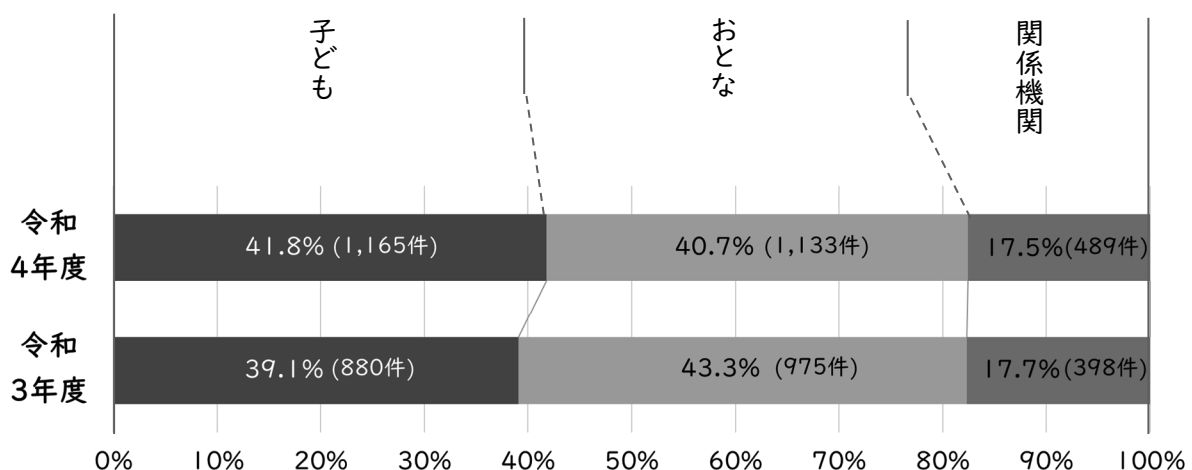
⑪ 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)

相談対応先としては、「子ども」(1,165回、41.8%)とのやり取りが最も多かったです。「子ども」との相談回数が「おとな」(1,133回、40.7%)との相談回数を上回りました。「関係機関」とのやり取りも、増加しています。

表⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)

子ども	おとな	関係機関	合計
1,165 (41.8%)	1,133 (40.7%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)

図⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)の比較グラフ

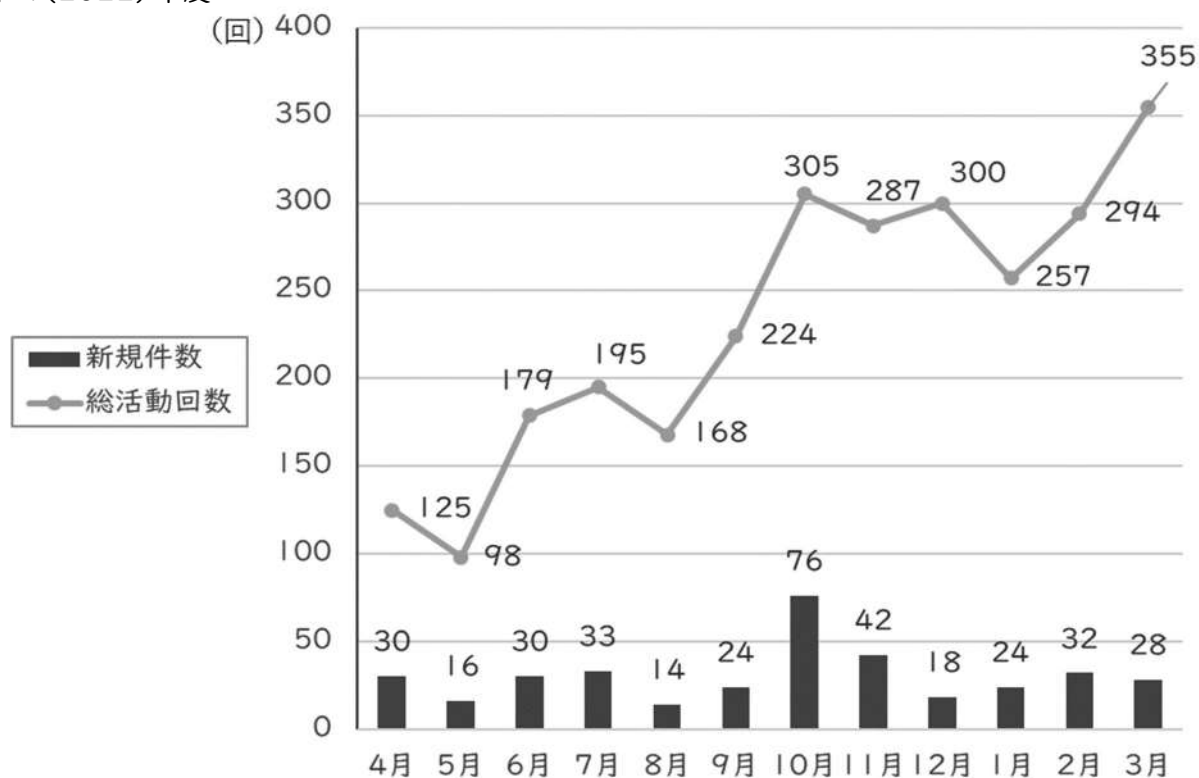


⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

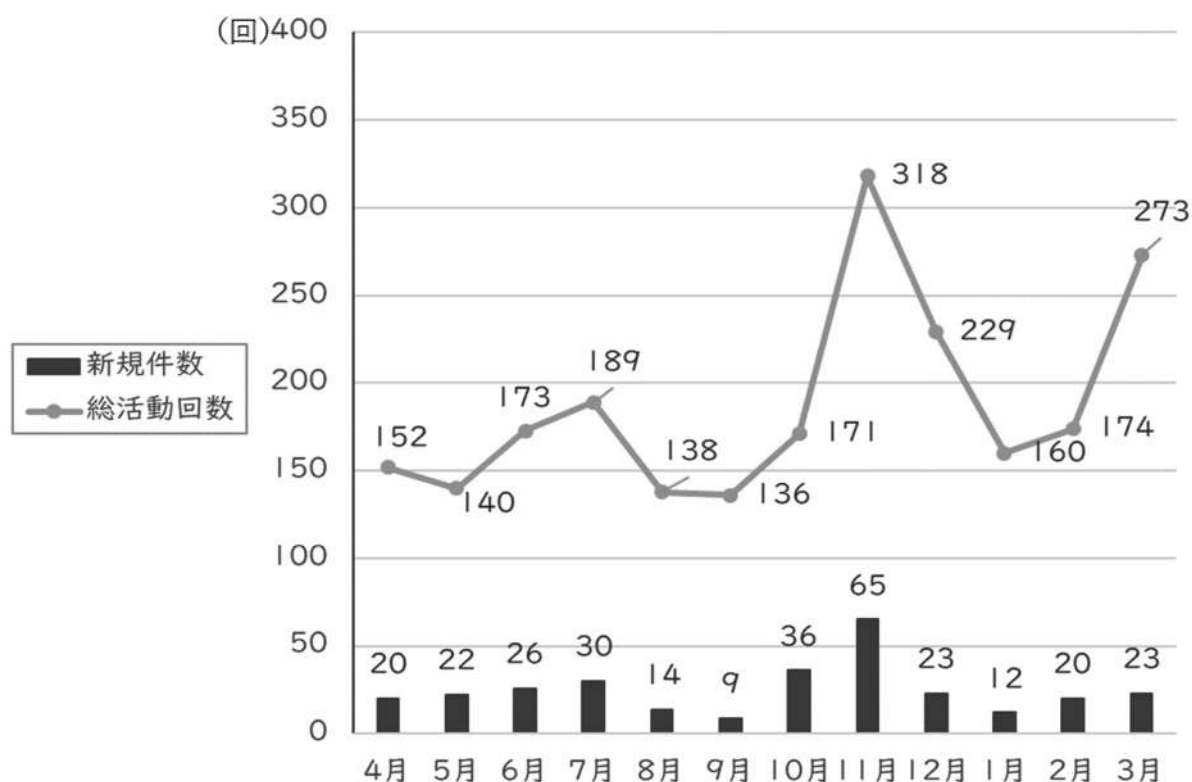
新規件数は、10月(76件)が最も多く、次いで11月(42件)、7月(33件)の順に多く相談がありました。総活動回数は、3月(355件)、10月(305件)、12月(300件)の順に多く活動しました。

図⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

令和4(2022)年度



令和3(2021)年度



2 権利の侵害を取り除くための申立て等

令和4(2022)年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申立てはありませんでした。

3 相談方法と内容の分析

○相談方法の分析

令和4年度の新規相談件数は367件であり、「せたホッと」創設以来の最多の相談数となった。子どもからの相談では、はがき相談およびメール相談が増加している。「GIGA 端末」の普及によるインターネットの利用の増加により、「せたホッと」のメールフォームにつながる機会が増加していると考えられる。

令和4(2022)年度の新規相談件数は367件でした。令和3(2021)年度からの継続件数74件を合わせると、総相談件数は441件でした。令和3(2021)年度に引き続き、子ども・おとなともに新規相談件数が増加しており、「せたホッと」創設以来の最多の相談数となりました。新型コロナウイルス蔓延の影響で、相談数が減少していましたが、令和3(2021)年度から実施しているはがき相談の効果もあり、相談数の増加が見られています。令和4(2022)年度のはがき相談は102件(子ども101件、おとな1件)で、特に子どもにおいて、初回の相談方法の41.6%を占めており、主要な相談方法となっています。

子どもからの初回相談では、メール相談が増加しています。内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」¹では、小学生(10歳以上)における「GIGA端末」(学校から配付・指定されたパソコンやタブレット等)のインターネット利用率は、令和3(2021)年度の利用率が53.4%に対して、令和4(2022)年度は70.2%にまで増加しています。「せたホッと」のメール相談は、最初にインターネット上の受付フォームに相談内容やメールアドレスを入力してもらいます。そのため、インターネットに触れる機会が増えるほど、「せたホッと」につながる機会も多くなると考えられます。今までは、メールでの相談は中学生や高校生が主体でした。しかし、令和4(2022)年度の子どものメールでの新規相談58件を学年別に見た際、小学校6年が最多でした(学年不明を除く)。「GIGA端末」は外部との連絡ができない仕様になっていますが、それでもメール相談が増加していることから、GIGAスクール構想における小学生のインターネット利用の普及が、「せたホッと」のメール相談の増加につながっていると考えられます。令和4(2022)年度には、「GIGA端末」に付随しているMicrosoftアカウントのアドレスを「せたホッと」のメール相談フォームに入力してくれる子どもがいました。このような子どもに対して、残念ながら「せたホッと」からの返信はできない仕組みになっています。「せたホッと」のHP上での注意喚起やメールフォームで注意事項を追加する等の対応をしていますが、今後も周知の徹底が必要だと考えます。

○相談者の傾向

「せたホッと」に対する相談は、子どもからの相談が多くを占めているのが特徴である。特に、はがき相談では、いろいろなことに興味を持ち始め、自分専用のスマートフォンを持たない小学校3年生や小学校4年生の時期が多い。「高校等」からの相談が少ないが、今まで関わる機会が少なかったことも影響していると考えられるため、交流を増やしていきたい。

「せたホッと」への相談は、子どもからの相談が多く、令和4(2022)年度は66.2%となりました。子どもからの相談がおとなからの相談より多いことは、「せたホッと」の特徴だと言えます。さらに、令和3(2021)年度以降は、特に子ども本人からの相談が大半を占めています(令和3(2021)年度64.3%、令和4(2022)年度65.9%)。この傾向は、令和3(2021)年度から始めたはがき相談が主要な要因だと考えられます。そのはが

き相談ですが、「小学校6年」が最も多く、その次に多いのが「小学校3年」と「小学校4年」でした。

法務省の「子どもの人権SOSミニレター」²も「小学校3年」が最も多く、次に「小学校4年」が多くなっており、手紙やはがきで相談することが多いというのが、この年代の特徴であると考えられます。平野は「ライフサイクルの臨床心理学」(1997)³のなかで、小学校入学頃から始まる児童期の子どもについて、「外界の出来事への興味や情報の摂取への関心が非常に強まっている」時期だと述べています。

保護者や先生が言っていることがすべてではなく、いろいろなことに興味を持ち始める時期だからこそ、どこかに相談したいという気持ちも高まるものと考えられます。特に、小学校3年や小学校4年は、小学校の生活にも慣れてきた時期であり、学校の外に目を向け始める時期だと考えられます。また、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」¹において、インターネットをスマートフォンで利用していると回答した場合、子ども専用と親や兄弟・姉妹と共用の割合が逆転するのは、10歳からという結果が出ています。スマートフォンが家族と共用であると、メールや電話での相談がしにくいと想定されるため、10歳未満の子どもが相談する手段として、はがき相談を選択していると考えられます。

一方で、「高校等」からの相談が減少しています。内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)」⁴では、「相談したくない理由(複数回答可)」として、15歳から19歳の年代で最も多いのが「相談しても解決できないから」の45.7%であり、次が「相手がどんな人かわからないから」の39.9%でした。同じ調査で10歳から14歳の場合は、「相談しても解決できないと思うから」が42.7%で最多なのは変わらないものの、「相手がどんな人かわからないから」は10.7%と、15歳から19歳に比べ著しく低い結果でした。このことから、高校生は相談相手がどのような人を気にする傾向があると考えられます。「せたホッと」では、小学校や中学校を対象にした「いじめ予防授業」などの出前講座の実施や、児童館が主催する祭りへの参加など、小学生や中学生との接点は多かったのですが、高校生と関わりを持つ機会が少ない状況でした。中高生の活動が多い「青少年交流センター」との交流や高校での出前講座の実施などを増やしていけたら良いと考えています。

また、「せたホッと」の広報・啓発活動や運営に関する意見を言ってもらうなど、子どもたちに「せたホッと」の活動に携わってもらう「せたホッと子どもサポーター(仮称)」を募集することを検討しています。「せたホッと」の活動に子ども参加を取り入れることによって、子どもを中心とした相談機関になるだけでなく、より身近で相談しやすい相談機関になることが期待されます。

○相談内容の分析

令和4年度は、「学校・教職員等の対応」の相談が、倍以上に増加した。「不登校」の件数も増加している。「不登校」の初期対応で、子どもが教職員に不信感を感じてしまうケースや、心身の不調により休んでしまうケースなど、専門的な知識や対応が求められる場合がある。「せたホッと」が第三者として受け皿になることで、「不登校」の予防や解消につながると考えられる。

令和4(2022)年度の相談内容は、「対人関係の悩み」が91件で最も多く、次いで「学校・教職員等の対応」が64件、「いじめ」が48件となりました。特に、「学校・教職員等の対応」は令和3(2021)年度に比べ、倍以上に増加しました。「学校・教職員等の対応」64件のうち、初回の相談者が子どもの場合が34件と、前年度の10件と比較すると、特に子どもからの相談が増加していると言えます。また、子どもからの相談では「不登校」の件数も増えています(令和3(2021)年度2件、令和4(2022)年度6件)。

「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省, 2022)⁵では、小・中学校における不登校児童生徒数を244,940人としており、過去5年間で増加しています。さらに、「令和2年度 不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」(文部科学省, 2021)⁶では、「最初に行きづ

らいと感じ始めたきっかけ」として、小学生では「先生のこと（先生と合わなかった、先生が怖かった、体罰があったなど）」が29.7%と最も多い割合を示しています。このことから、不登校児童生徒数の増加が「せたホッと」における「学校・教職員等の対応」相談の増加要因の一つではないかと考えられます。実際に、相談の中では、相談者から「学校に行きたくない」という言葉がよく聞かれます。教職員の悪気のない行動でも、子どもの状態によって「嫌だ」や「怖い」と感じて不登校につながってしまうケースや、保護者と教職員が対立してしまうことによって、学校としても子どもとのつながりがなくなり対応に苦しんでいるケースもありました。また、「せたホッと」における「不登校」の相談の中には、「学校に行けない理由がわからない」といった不登校の理由が明確ではない子どもや、起立性調節障害といった心身の不調による不登校の子どもからの相談がありました。不登校の子どもの中には、このような専門的な知識や対応が必要な場合もあります。医療や心理などの専門的な知識を持っている人が少なく、かつ限られた対応しかできない学校では、どのように対応していくことが良いのかがわからず苦慮してしまうことが多いように感じられます。さらに、当事者の子どもやその保護者が気持ちをわかってもらえず、対応してもらえないなかで、要求が過剰になっていく場合もあります。「令和2年度 不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」（文部科学省、2021）⁶の中でも、「教師を含め児童生徒の支援に関わる学校関係者は、児童生徒の発達や特性を理解し、指導方法や伝え方を工夫する等の重要性が示唆される」とされており、学校現場での対応の重要性と課題を示しています。「せたホッと」に寄せられる「学校・教職員等の対応」の相談では、そのような子どもと保護者の気持ちをいったん受け止め、中立的で専門的な相談機関として、学校ができることを探る等の調整活動を行っていきます。学校との調整活動や、面接でのエンパワメントによって登校につながるケースもあることから、「せたホッと」の相談活動が、不登校の予防措置につながる可能性も考えられます。また、不登校理由が明確ではない子どもに対しても、「せたホッと」に相談する時点で、「現状をどうにかしたい」という気持ちがあり、その気持ちをエンパワメントしていくことや、真に学校に行きたくない気持ちを傾聴し共感していく等、子どもたちの受け皿になっていくことが、「せたホッと」に求められていると感じます。

そして、「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省、2022）⁵の、「不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況」について、63.7%が「学校内外で相談・指導等を受けた」と回答していますが、これは過去5年間で最低の数値になっています。相談につながれない子どもが増えているなかで、どのようにして「せたホッと」が話を聴くことができるかを模索していく必要があると考えます。

¹ 内閣府 令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査（令和5年3月）

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/r04/net-jittai/pdf-index.html

² 法務省人権擁護局 令和4年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容 別添2（令和4年5月）

<https://www.moj.go.jp/content/001373000.pdf>

³ 平野直己（1997）. 3 児童期：前期—小学校1～3年 馬場禮子・永井 徹（編）ライフサイクルの臨床心理学（pp.43-55）培風館

⁴ 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）（令和5年3月）

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/r04/pdf-index.html>

⁵ 文部科学省 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和4年10月）

https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_1.pdf

⁶ 文部科学省 令和2年度 不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書（令和3年10月）

https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318_03.pdf

第二部

Ⅲ

相談対応・調整活動状況

- 1 事例紹介
- 2 関係機関との連携

Ⅲ 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ① いじめ

クラスメイトからのいじめにおける学校の対応に関わる相談でした。保護者が学校の対応を不十分と感じ、警察や弁護士等、様々なところに相談しようとしたことで、学校にも戸惑いや混乱が生じていました。「せたホッと」が中立的な立場で両者の話を聴きながら、関係調整をした事例です。

相談者	父親
子どもの所属	中学生
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

子どもが、クラスメイトから、「死ね」、「消えろ」といった暴言を受けたり、休み時間のドッジボールで顔を狙われたり、ボールを拾おうとした際に顔を蹴られたりなどされている。カッターを突きつけられたこともあり、学校に行くのが怖くなってしまっている。警察や弁護士に相談したほうがいいのか分からず、どうしたらいいかを相談したい。

【せたホッとから】

本人が受けた恐怖と悲しみに配慮しつつ、可能であれば直接本人からお話を伺いたいと伝えたところ、本人と保護者で来所してくれました。新しい学年になってからいじめが始まり、何か言われるかもしれないといった恐怖や、夜になるといじめを思い出して寝られなくなることがあり、学校に行くのがつらくなったという話をしてくれました。保護者からは、学校はアンケートなどのいじめの調査はしてくれたものの、加害の子への指導やクラスメイトへのいじめの説明が、ちゃんとなされておらず、本人が安心して通える環境を作ってもらえていないということを話してくれました。さらに、加害の子への指導として警察や弁護士に相談した方がいいのかという話もありました。

「せたホッと」から、本人が苦しんだ思いに共感し、無理して登校する必要はないことや、安心した学校になるために「せたホッと」が学校に話しに行くことの提案などを伝えました。警察や弁護士への相談は止めることはできないが、まずは「せたホッと」に任せてもらえないかということも伝えたところ、本人からも保護者からも了承を得ることができました。

後日、子どもサポート委員と相談・調査専門員で学校に訪問し、管理職から話を聞きました。学校としてはできる限りの対応はしているが、保護者から警察や弁護士に相談したいと言われ、どのように動いたらいいかわからない等の話がありました。また、保護者から毎日電話などで連絡があり、学校が疲弊している様子がかえりました。「せたホッと」から学校に対して、現在の対応方針を改善し、本人が安心して登校できる学校に変えていく方法を考えてほしいと伝え、「せたホッと」が保護者と本人の気持ちを第三者として受け止めるので、学校の体制を考え直してもらうようお願いしました。

その後、「せたホッと」は、本人の気持ちや意見を聴きながら、学校との橋渡し役として調整を行いました。学校では、クラスに説明したうえで、本人が安心できるように支援員を入れるなどの対応を行いました。現在でも、本人から話を聴いたり、「せたホッと」が学校へ授業を見に行くなど、調整を続けています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ② いじめ

学校配付のタブレット端末や私用携帯電話を使った「ネット上のいじめ」の相談でした。陰湿化しやすく悪意のある情報も瞬時に拡散する特徴から、精神的ダメージは大きく人間不信になっていました。「せたホッと」が調整に入り、学校と本人・保護者が話し合うことで関係改善を図った事例です。

相談者	母親
子どもの所属	中学生
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

部活動の仲間から、学校で配付されたタブレット端末を使い、子どもの悪口を書き込んだ投稿前の端末を友だち同士で見せ合うことをされた。本人がやめてほしいと強く言い返したところ、私用携帯電話のSNSの部活動グループトークにまで面白おかしく写真を加工した画像を投稿され、他の子たちも面白くなって次々に悪口を投稿するようになった。本人は、学校に行けなくなってしまった。担任の先生に相談したが、学校がいじめ対策をしてくれているのか分からない。

【せたホッとから】

母親からは、「せたホッと」から学校に話してほしいという要望がありました。「せたホッと」は、子どもの意見と気持ちを尊重しているので、本人とも会って話を聴きたいと伝えたと、母親と一緒に来所してくれました。

仲間から突然始まったいじめを思い出し、悔しさと悲しさで眠れなくなり昼夜逆転の生活になっていることや、投稿された画像が拡散されているかもしれないと思うと怖くて学校に行けないと話してくれました。「せたホッと」は、これまでひとりで苦しんできたつらさに寄り添い、今は学校を休むことも大切なことだと伝え、本人が安心して学校に行けるようになるために、「せたホッと」が教育委員会と学校に話に行くことを提案すると、了承してくれました。

子どもサポート委員と相談・調査専門員で教育委員会と学校を訪問し、いじめ対策などについて確認しました。学校としては教職員間で情報共有をしながらサポート体制を整え、いじめ対策について検討されているものの、本人からの聞き取りやいじめ対策についての説明が不十分であると判断しました。学校は、担任の先生と管理職が本人と保護者から現状の不安を聞き取り、学校としての考えを伝える機会をつくることになりました。

その後、本人からは、学校がいじめに対して考えてくれていたことがわかり安心したことと、オンライン授業を受けながら自宅で勉強をしていると報告がありました。現在も、本人や母親の話を聴き、学校との調整を続けながら、見守りを続けています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ③ 学校・教職員等の対応

担任の先生の対応に子どもが理不尽に思うことがあるという相談です。母の電話から、母子面接を行い、「せたホツと」が行う学校との調整活動での改善も検討しましたが、母子が再度担任の先生と管理職も交えての話し合いを希望され、その後改善に向かった事例です。

相談者	本人・母親
子どもの所属	小学生
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

担任の先生がいつも急に怒りだすがその理由がわからない。みんなで仲良く遊んでいたのに、急に「その遊びはいじめだ」とか「危ないからやめなさい」と言われ納得がいかないし、どうやって遊んだらいいか分からなくなった。また、授業で手を挙げて順番に答えているのに、自分のところだけ飛ばされるなど、担任の先生に対して理不尽に思うことが多い。母親は、担任の先生と話してみたが、子どもの話と食い違いがあり、どちらを信じたらいいのか分からなくなった。

【せたホツとから】

母親からの電話だったが、本人から具体的に困ったことや理不尽に思うことを聴きたいと話をして、後日母子面接を行いました。本人は、担任の先生からの理不尽と感ずる行動や注意がつかなく、突然みんなの前で大きな声で怒鳴られることも怖いと話してくれました。また、担任の先生から「いじめだ」と言われたときも、友だちはニコニコと楽しそうに遊んでいたからそれがいじめとは思わなかったことを話してくれました。本人は、担任の先生に一生懸命話をしたが、なかなか話を聴き入れてくれないため、だんだんおとなを信じられなくなった。そして担任の先生には反抗的な態度をとるようになってしまったと話してくれました。母親は、担任の先生にもっと子どもからの話をしっかり聴いてもらいたいことや、子どもに注意をするときには、理由も話してくれると、なぜ注意されたのかを理解でき、親子での話し合いに繋げられるのという話がありました。それぞれの話を受け止めながら「せたホツと」も学校に行き本人の思う理不尽さを伝え、行き違う思いなどを調整できることを話すと、まずはもう一度、自分たちの気持ちや考えを担任の先生と管理職に聴いてもらいたいとのことでした。

その後、母親から連絡があり、担任の先生との話し合いに管理職も入ったことで、ちゃんと思いを傾聴してくれた。理不尽な行動に対しての謝罪や指導の仕方の改善を約束してくれたとのことでした。本人は「またおとなを信じてみることができそうだ」と伝えてくれており、現在も見守りを行っています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ④ 学校・教職員等の対応

学校行事の準備の際の、担任の先生の対応についての相談でした。電話および面接で何回も話を聴いていくことで、本人の気持ちが前向きに変化していきました。さらに、本人と一緒に学校の体制についても考えていき、学校との調整活動で体制改善に向けて検討することにつながった事例です。

相談者	本人
子どもの所属	中学生
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

文化祭の出し物のクラスリーダーになったが、クラスをまとめるのに苦労している。ある日の放課後に、貸出物品を返す時間が遅くなってしまった。担任の先生から「もう時間が遅いから、私が返しておく」と言われたので帰ったが、翌日文化祭担当の先生から「なぜ自分たちで責任をもって返さないのか」と怒られてしまった。担任の先生はかばってくれず、いろいろな先生に謝りに行くことになった。もうリーダーをがんばれそうにない。

【せたホツとから】

クラスメイトから「あなたにクラスリーダーの資格はない」等の心無い言葉を言われたこと、担任の先生はクラスリーダー任せであることを話してくれました。「せたホツと」から、クラスリーダーとしてのがんばりや苦労をねぎらい、担任の先生が守ってくれなかったことへの悲しみや怒りへの共感、信頼できる友達と仕事を分担するという提案などを伝えました。本人から「気持ちを聴いてもらえて良かった。あと少しだけやってみる」という言葉があり、電話を終えました。

数か月後、「文化祭は無事終わったが、先生に対しての“もやもや”が残っている」という電話相談があり、今度は面接で話すことになりました。涙を流しながら、当時のクラスメイトの心無い言葉を思い出して、守ってくれなかった先生への怒りや悲しみについて話してくれました。その気持ちを担任の先生に伝えてみることも提案しましたが、「もう終わったことなのに」と言われるのが怖い、「時間をかけて話していくことで“もやもや”をなくしていきたい」という本人の希望もあり、面接を重ねていきました。数回の面接後、本人から「「せたホツと」から今回のことを学校に話してほしい」という話がありました。本人としては、自分の気持ちを分かってほしいという気持ちと、来年度の文化祭で自分が感じた苦しみを他の人に味わってほしくないという思いもあり、決心したとのことでした。どの先生にどのように話をするか、自分の気持ちや傷つきと向き合って乗り越えていくためにはどうしたらいいかを、本人とともに考えていきました。

その後、子どもサポート委員と相談・調査専門員で学校を訪問し、担任の先生と管理職に本人の思いを話しました。担任としての生徒対応の難しさに共感しつつ、クラスリーダーにすべての負担がかからないような体制づくりをお願いし、学校としても取り組んでいくことを約束してくれました。

本人へ学校訪問の報告をした際には、「「せたホツと」が話を聴いてくれて、自分の考えが整理されて気持ちにも変化が出てきた」、「学校が考えてくれると言ってくれて、安心したし、うれしかった」と話してくれ、相談を終えました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑤ 虐待

小学生からののがきによる相談でした。子どもの就学を機に母親が就労。父親の家事負担も増大し、父親は子どもに苛立ちをぶつけるようになりました。母親と子どもの思いを受け止める中で、子どもの安心を軸に父母が向き合っていくことを促し、虐待の予防につながった事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学生
相談方法	はがき ⇒ 電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

パパが怒ってばかりいる。ぼくが宿題をやっていなかったり、忘れ物をするから怒る。怒らないでほしい。前は優しかった。優しいパパが好き。

【せたホツとから】

本人はまだ低学年のため、ひらがなを中心に短めの返事を書きました。はがきでの相談内容から、本人の生活状況が心配されたため、電話もしくは会って話を聴きたいと手紙による返事で伝えてみることにしました。返事は学校経由での受け取りを希望していたため、学校には相談内容は伝えず、本人に手渡してもらいました。

その後、母親から、本人が手紙を見せてくれたと電話がありました。本人にはまだ携帯電話を持たせておらず、ひとりで会いに行くことも難しいため、母親も一緒に会って話がしたいと希望がありました。電話を交代してもらい、本人の意向を確認した結果、母親と一緒に「せたホツと」で話をするようになりました。

後日、子どもサポート委員と相談・調査専門員で面接をしました。最初は母親も同席してもらい、好きなゲームの話などをして、緊張をほぐしていきました。その後、本人だけで話を聴いていきました。本人の話では、今年から母親が仕事を始めて家にいないため、つついゲームなどの自分の好きなことをやってしまう。父親に宿題をまだやっていないことを知られると、「帰ってから何してたんだ。」と叱られる。さらに、父親と一緒に宿題をやる時は、「何回言ったらわかるんだ!」と大声で怒鳴られ、頭をコツンと叩かれて泣いたこともあったそうです。「ぼくもいけないけど、怒られたくない。前みたいに優しいパパがいい」と、父親への思いを伝えてくれました。

「せたホツと」は、本人が素直な思いを伝えてくれたことに感謝し、「親であっても、宿題を忘れたからといって、怒鳴ったり、叩いたりするのはよくないこと」と伝えました。本人の思いを母親と共有し、どうしたらよいかを「せたホツと」も一緒に考えていきたいと提案すると、本人も了承してくれました。母親に本人の思いを伝えたところ、母親も仕事を始めたばかりで大変だったことや、父親にも協力を求めていたが、慣れない家事もあり、苦慮していたのだと思うと話しました。また、母親が父親より遅く帰宅した時、本人が泣いていたこともあり、気にはなっていたが、仕事との両立が大変で時間に追われる日々だった。本人の話をじっくり聴いてあげられず、申し訳なかった。父親とも話し合ってみると話してくれました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑥ 虐待

母親からの暴言・暴力を受けながら、親の期待に応えることができない自分を責め、誰にも話せなかったという相談でした。電話で丁寧に気持ちを受け止め、迅速に面接につなげて対応しました。他自治体の子ども家庭支援センターと連携し、役割分担を行いながら支援をしている事例です。

相談者	本人
子どもの所属	高校生
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

母親から、「勉強する気がないなら出ていけ」と怒られ、投げてきたゴミ箱が背中に当たって痣ができた。反抗したら、胸ぐらを掴まれて壁に押されて怖かった。父親は、母親の暴力を知っているが、止めてくれたことはない。小学生の弟も、中学受験なのに勉強ができなくて、多分殴られていると思う。弟のことも心配なので、会って相談したい。

【せたホツとから】

泣きながら電話をしてきたため、気持ちが落ち着くまで寄り添いながら話を聴いていきました。怒られた原因は、定期テストの成績が悪かったのに、ゲームをしたり、動画を見ていて勉強しなかったからということでした。母親からは、小学生の頃から時々殴られてはいたが、勉強ができない自分が悪いから仕方がない、母親が望む高校に合格できずに親には迷惑をかけたのだから嫌でも我慢しなくてはいけないと思っていると話してくれました。「せたホツと」からは、どんなに成績が悪かったとしても、言葉で脅したり、暴力で言うことを聞かせることは間違っていることだと伝えました。また、すぐに会って話したいと提案しましたが、世田谷区にある学校から、世田谷区外の家に戻るため、帰宅が遅くなると怒られるから今日は会えないとのことでした。しかし、本人からは、会って話したい気持ちはあるというため、翌日に会う約束をしました。

翌日、本人と会って話をすることができました。「せたホツと」からは、今まで頑張ってきたことをねぎらい、勇気を出して相談してくれたことへの感謝を伝えました。また、母親の暴力については、もう一人で抱え込まなくていいように、これからはおとなが支えていきたいと伝えました。本人は、もう我慢するのもつらいし、弟には自分と同じような怖い思いはさせたくないのので助けてほしいと言い、住所を教えてくださいました。本人に、居住地の子ども家庭支援センターの説明をして、「せたホツと」も一緒に考えていきたいと伝え、了承してくれました。

本人が母親に知られることを恐れていたため、慎重な対応が求められるとして、子ども家庭支援センターとは、情報共有と役割分担をしました。子ども家庭支援センターは、学校と連携しながら父母に対してかかわっていき、「せたホツと」は、家庭の話だけでなく、学校や友だち関係の悩みごとの話も聴きながら、見守りを続けています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑦ 不登校

騒がしい音や大声が苦手な学校に行けないという小学生からの相談でした。本人との面接の中で、学校の様子を見に来てほしいとの要望があり、授業参観後に管理職とも面談しました。その結果、同様の不安をもつ児童に対する学校の理解や配慮につながった事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学生
相談方法	メール ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

クラスが賑やか過ぎて、学校に行きたくない。授業中もうるさくて、勉強に集中できないし、疲れてしまうので、何回か学校を休んでしまった。また、担任の先生が、大きな声で注意をしているのを見たり、聞いたりするのもしんどい。親には、心配かけそうなのでちゃんとは話していない。あまりおおごとにはしたくないけど、どうしたらいいか分からない。

【せたホツとから】

メールでの相談だったため、本人への返信では、授業に集中できないもどかしさへの共感や、周りの生徒が怒られている姿を見ることへの苦痛をずっと我慢して過ごしてきたことへのねぎらいを伝えました。また、本人からのメールには、会って話がしたいとも書いてあったため、面接にてこれからのことを一緒に考えていきたいことも伝えました。本人からすぐにメールの返信があり、面接を行うことになりました。

面接では、クラスの様子を詳しく聴いていきました。さらに、担任の先生にも一度相談していたことがわかりました。しかし、クラスの状況は一向に変わらず、担任の先生も大きな声で注意をする日々に、相談しても先生の負担を増やすだけと感じたそうです。そうやって自分の気持ちを抑えているうちに、朝、なかなか布団から出られなくなったり、学校に行こうとするとお腹が痛くなったりしてきたそうです。クラスの様子をうまく言葉で伝えるのは難しいため、できれば学校に見に来てほしいと本人から要望がありました。それを受け、「せたホツと」は、クラスの様子を見学した上で、管理職とも話をすることになりました。

子どもサポート委員と相談・調査専門員で授業の様子を見に行くと、担任の先生が大きな声で注意せざるを得ないほど、クラス内が騒がしい場面を目にしました。管理職との話し合いでは、大きな声が苦手な人にとっては、現在の状況は不安が大きくなっていくので、他の方法がないかを考えてみてほしいと伝えました。管理職の話では、クラスの様子を見に行ったり、担任への助言を行うなど、担任へのサポートを学校全体として行っていきたいと話がありました。

学校訪問後、本人からは、クラスが賑やかなのは今も続いているが、以前ほど担任が大声で注意をしなくなったと伝えてくれました。また、ひとりで抱え込まなくてもいいんだと思えたら、少しだけ不安が小さくなった気がすると話してくれました。その後も、不安なことがあった時など、メールで相談をしてくれています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑧ セクハラ

学年が上がるにつれ、担任のフレンドリーな行為に抵抗を感じ始め、誰にも相談できずに不安を募らせていたという相談でした。学校を訪問し、子どもの成長・発達への配慮や必要性を伝えたところ、学校全体で共有され、子どもの年齢に見合った関わり方へ見直す方向に向かった事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学生
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

担任の先生が肩に触れたり、頭をなでたりする。1年生の時も担任だった先生で、学年が上がってまた担任になった。1年生の時から、頭をなでたりして、よくほめてくれる先生だったけど、今は頭をなでられたり、体に触れられるとなんか避けたくなるし、それが嫌で学校を休みたくなる。誰にも相談できずにいる。どうしたらよいか。

【せたホツとから】

学校を休みたくなるほどつらくなっている本人の思いを丁寧に傾聴し、これまで誰にも言えずにいたことを思い切って相談してくれたことに感謝の気持ちを伝えました。もう少し詳しく話を聴きたいと伝えたところ、「せたホツと」に面接に来てくれました。

本人の話では、担任の先生はクラスみんなに同じような接し方をしているが、誰も嫌だとは言っておらず、むしろ、とても人気のある先生なので、自分がそのように思っていることは誰にも言えなかったとのことでした。担任の先生も悪気があるわけではないことは分かっているから、自分が神経質なだけなのかも思えてきて、学校に行くのが不安になってしまったと伝えてくれました。「せたホツと」からは、体に触れてほしくないと思うことは、神経質ということではなく、成長過程における自然な感情であり、もっと学校全体のこととして考えないといけないことかもしれないと話しました。本人も、もしできるのであれば校長先生にも考えてほしいということで、「せたホツと」から学校に伝えてもらいたいという希望を話してくれました。ただ、自分が相談したとは分からないようにしてほしいという要望があったため、学校への訪問の際は匿名で話をする事となりました。

後日、子どもサポート委員と相談・調査専門員で学校に訪問し、本人が不安な思いでいることを管理職や担任の先生に伝えました。担任の先生は、1年生の時に担任をした時は嫌がる子どもがいなかったので、話を聞いて驚いたと話してくれました。しかし、最後は学校に行くことが不安になるほどの思いでいたことに対する理解を示し、これまでの対応についてあらためて考え直す機会になったと話してくれました。管理職からは、本日の話を職員全体で共有し、話し合っていきたいとの話がありました。

学校訪問後、本人から電話があり、担任がこれまでのように触れてくることはなくなったとのことでした。少しずつ不安も少なくなってきたし、担任ともうまくやっていけそうな気がするとの話がありました。「せたホツと」からは、何かあればまたいつでも相談してほしいと伝え、相談を終えました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑨ 対人関係の悩み

友だちから嫌なことを言われてしまいどうしたらいいか分からず、まだ担任の先生にも話せてないというはがき相談でした。短文での相談であるため、本人の気持ちや詳しい状況などを理解するために、より丁寧に、本人と手紙のやり取りを続けながら、解決において一緒に考えた事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学生
相談方法	はがき

相談および調整の概要

【相談内容】

ともだちから、いやなことをいわれる。どうしたらいいですか。せんせいには、いってない。

【せたホツとから】

はがきの返事として、まず相談してくれたことへの感謝と相談をしてくれた勇気を労いました。はがきに書いてある相談内容が短文であることから、詳細がわからなかったため、ひとつひとつ丁寧に、嫌なこと、困ったことを聴いていきました。さらにわかりやすい文章で本人の気持ちを受け止めながら複数回のやり取りを続けました。やり取りの中で、友だちから「ブタゴリラ」と言われていることが嫌で学校に行きづらい気持ちや、担任の先生が怒ると怖いので相談しづらいことが分かりました。担任の先生と話すときに怖いのであれば、担任の先生にも手紙で本人の気持ちを伝えるのはどうかと提案しました。また、「仲良しの友だちもいるから、学校にはつらいけど行きたい」という本人の頑張る力があることも分かりました。そのため「頑張りたいという気持ちは誰でも持っているものではなくてすごいことなんだよ」「でも頑張りが過ぎてしまったときは、いつでも相談してね」と寄り添いながら、もう大丈夫と思えるまで一緒に考えていきました。

その後、本人から、「お手紙で担任の先生に伝えたら、友だちが嫌なことを言わなくなった。ありがとう」というお礼の返事が来ました。

また、しばらくすると、今度は相談内容が、兄弟との関わりのことや、漢字が覚えられないなど色々な悩みごとについて、短文で相談してくれました。はがき相談を続けて時間をかけて一生懸命相談してくれることにも感謝を込めて返事を考え、本人のペースに合わせながら、相談のやり取りを続けています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑩ 家庭・家族の悩み

習い事が多い子どもからののがき相談でした。習い事をする中で、保護者との気持ちの行き違いがありました。自分の意見を持つことや自分の気持ちを伝える大切さを伝えつつ、本人の気持ちに寄り添いながらやり取りを続け、本人をエンパワー（内なる力を引き出す）しています。

相談者	本人
子どもの所属	小学生
相談方法	はがき

相談および調整の概要

【相談内容】

中学受験のために塾を変えたが、前の塾の方がゆったりとして良かった。でも、お母さんがその塾に行きなさいと言うので、我慢して行っている。また、ほかにもたくさん習い事をしていて、疲れてしまった。どうしたらいいか。

【せたホツとから】

はがきの返事として、まず、はがきで相談してくれたことに対する感謝を書きました。そして、本人の「塾に行きたくないけど、我慢しながら行っている」というつらさへの共感や、具体的に前の塾のどこが良かったかをお母さんに伝えてみるのはどうかということ、ほかの習い事についても、いま一番つらい習い事を受験の間だけお休みさせてもらうのはどうかという提案も付け加え、手紙を出しました。

次に届いた本人からののがきには、前の塾の良いところをお母さんに伝えてみたところ、本人の意見に納得してくれ、前の塾に戻ることにあったとありました。しかし、ほかの習い事の方は「やめるんだったらうちの子じゃない」と言われ、それ以上は言えなくなってしまった、「どうしたらいやな気持ちを持ちながらも、続けていけるかを教えてほしい」と書いてありました。「せたホツと」からは、気持ちを言葉にしてお母さんに伝えることができたがんばりをねぎらい、一方で「うちの子じゃない」と言われたことへの悲しみやつらさに共感しました。いやな気持ちを家族に伝えることは大事であることも伝えつつ、本人がいやな気持ちを抱えながらもがんばっていくと決めたのであれば、「せたホツと」がその気持ちを受け止めていくので、いつでも話してほしいと返事を書きました。

その後、本人からもっとたくさん話したいことがあるということで、「せたホツと」から便せんを渡し、月に2、3回の頻度でやり取りを続けています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ① 子育ての悩み

子どもの園生活で発生した、友だちとのトラブルの解決法、子育ての不安軽減についての相談でした。未就学児の対面相談を希望され、訪問面接を行いました。本人が考える友だちとの関わり方を応援し、母の子育て不安を軽減させる方法を一緒に考えた事例です。

相談者	本人・母親
子どもの所属	未就学児
相談方法	電話 ⇒ 訪問面接

相談および調整の概要

【相談内容】

子どもが、男の子から砂場で頭から砂をたくさんかけられたり、髪の毛を引っ張られたりしている。でも、子ども自身は、面白い友だちなので仲良く遊びたい気持ちがあり、困っている。子どもへの助言をどうしたらいいかわからなくなったので、アドバイスがほしい。

【せたホツとから】

母親からの電話相談でしたが、子どもからも話をしたいという希望がありました。「せたホツと」が遠いため、自宅近くの区の施設を借り、面接を行いました。

本人からは、その子は仲良く遊んでいる友だちを他の場所へ連れて行ってしまふ、「やめて」と言ってもやめてくれないなど、嫌だという気持ちを傾聴しました。また、担任の先生には忙しそうで言えないから、今度その子に手紙を書こうかなと思うなど、周りの様子を踏まえての思いなども話してくれました。母親からは、その都度担任には報告や相談をしているが、娘が感じる嫌な行為は止まらないこと。少人数クラスで他に遊ぶ仲良しの友だちがいなくて、どうしたらいいかわからないといった話がありました。

「せたホツと」から、本人へは、自分でがんばろうとしていることを応援しながら、困ったときにはどの先生に話してもいいんだよと伝えました。さらに、手紙の書き方について、友だちを大切に思う気持ちに寄り添い、本人と一緒に考えました。母親へは、子どもの園生活を振り返りながら、不安と心配を共有しました。子ども自身が持つ力を応援しつつ、「せたホツと」と相談しながら子育てをしていくのはどうかと提案しました。すると、毎回初めてのことにぶつかる不安がつづけるが、親子で相談ができるところがあると安心できたと、母子ともにホツとした表情になり面接を終えました。

その後も、不安があると母親から電話相談が入り、その都度母親の気持ちに寄り添い、不安を軽減しながらアドバイスしていきました。その後、家庭の事情と、小学校生活に向けて、友だち関係を広げたいので転居し転園するという報告があり、終了としました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑫ 心身の悩み

友だちや家族との人間関係に苦しみ、心身の不調を抱えながらも一人で悩んでいるという相談でした。複数回に渡るメールで本人のつらさに寄り添い続け、気持ちの整理をしていきました。自分と他者との境界線を意識することで、将来に向けて今できることを考えられるようになった事例です。

相談者	本人
子どもの所属	中学生
相談方法	メール

相談および調整の概要

【相談内容】

友だちとも家族とも上手くいかない。何もかも嫌になって学校を休んでいる。自分はいてもいなくてもいい存在に思えるし、なぜ生きているのかわからない。涙が止まらなくなって眠れない日がある。親に話してみたけど、わかってくれなかった。親にも学校にも迷惑をかけたくないので、誰にも言わないでほしい。

【せたホッとから】

本人の気持ちに寄り添いながら、メールでのやり取りを続けました。本人からは、嫌われないように自分を抑えてきて疲れてしまったこと、頭痛と腹痛が続いていてつらく、最近ハリストカットをしていること、ずっと勉強も友だち関係も頑張ってきたのに、担任の先生から頑張れと言われてつらかったこと、親にはわかってほしいけど、わかってくれなかったから諦めているといった話をしてくれました。「せたホッと」からは、長い間ひとりで頑張ってきたことをねぎらい、これからは一緒に考えていこうと話しました。まず、自分の体を傷つけるほど苦しい思いをしていることに共感し、どんなきっかけがあったのかななどを聴きました。そして、本人の希望もあり、自傷をしなくて済むようにする方法を一緒に探すことにしました。親には、体調が悪いので医療機関を受診したいと相談することを勧めました。また、勉強はしたいので本当は学校には行きたいけど、いきなり学校は緊張するから無理といったことも話してくれました。そのため、勉強できる場所として「ほっとスクール」¹と、安心して話せる居場所として「あいりす」²を紹介しました。

その後、担任の先生に別室登校をしたいと相談し、少しずつオンライン授業を受ける時間を増やしていったことで自信が持てたので、新学年からは教室に登校したいと報告がありました。「せたホッと」と話すことで気持ちが整理できて落ち着くと話してくれたため、現在もメールでやり取りを続けています。

¹ 「ほっとスクール」とは、心理的な理由などで登校できない、区内在住の小・中学生のための「心の居場所」です。

² 「あいりす」とは、昭和女子大学の学生が運営する女子（小学5年生～24歳）のための居場所です。

2 関係機関との連携

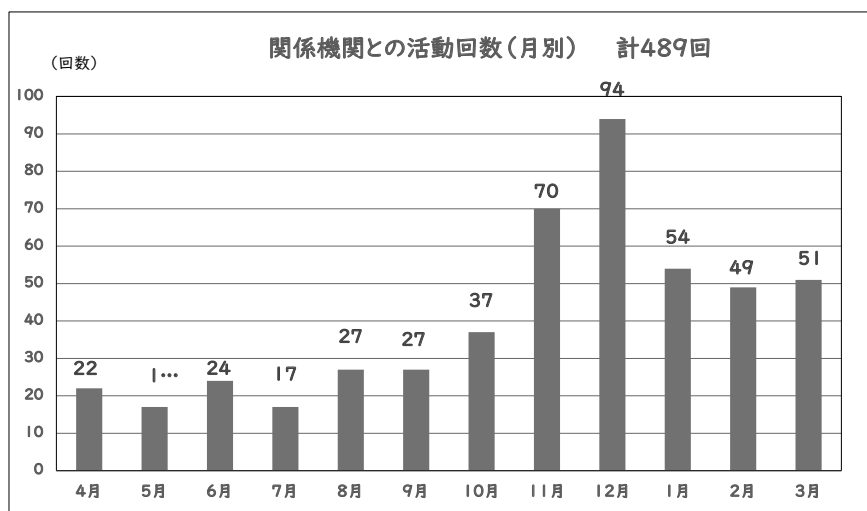
令和4(2022)年度の関係機関との連携回数は489回¹でした。令和3(2021)年度より91回も多く、2割以上の増加となりました。これは、新規相談件数が367件と過去最多となり、総活動回数も令和3(2021)年度より500回以上増加したことが関係しています。総活動回数における関係機関との活動回数の割合は、例年大きな変化はないものの、母数が大幅に増加したことにより、課題解決に向けた関係機関との調整活動も増加したと言えます。活動を通して構築された顔の見える関係は、今後のさらなる相互理解につながるものと考えます。

連携した関係機関を具体的に見ていくと、最も回数が多かったのはこれまで同様「学校」で、全体の約6割を占めていました。次に世田谷区教育委員会、世田谷区児童相談所と続きました。活動回数が令和3(2021)年度と大きく変わらなかった世田谷区児童相談所に対し、世田谷区教育委員会との連携は23回も増加しました。これは学校を巡る課題解決に向け、世田谷区教育委員会事務局教育指導課等との連携が多かったことを意味しています。

また、令和4(2022)年度は新たに「リンク」²や「あいりす」³等、18歳以上の若者も対象にした支援へのつながりや連携などをし、本人のニーズやペース等にも配慮した寄り添い型の支援も行いました。

「せたホッと」が関係機関との連携において、最も大切にしていることは「子どもの最善の利益」です。「せたホッと」の立ち位置や機能を丁寧にお伝えし、相互理解につなげていくことが私たちの重要な役割と捉えています。

「せたホッと」がこれまで以上に身近な存在となり、より多くの子どもたちに活用されるためにも、子どもを支えるおともも含めてより一層「せたホッと」を知ってもらう必要があります。また、「いじめ予防授業」等の出前講座に加え、自発的にはつながりにくい子どもたちにも、「せたホッと」を知ってもらい、ひとりじゃないよというメッセージを届けられるようなアウトリーチ(必要などころにこちらから出向く)活動も視野に、今後も関係機関や多様な社会資源との連携を模索していきます。



関係機関	活動回数
学校(私立学校含む)	306
世田谷区教育委員会	69
世田谷区児童相談所	58
子ども家庭支援センター ⁴	20
他自治体関係機関	12
世田谷区教育委員会教育相談室	6
世田谷区役所関連窓口	2
医療機関	2
リンク	2
あいりす	1
その他	11
総計	489

¹ 初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは、489回の中に含まれません。

² 「リンク」とは、ひきこもり当事者の方や家族を支援する相談窓口。「ぶらっとホーム世田谷」と「メルクマールせたがや」が共同運営。

³ 「あいりす」とは、三軒茶屋にある若者の居場所で、学習支援や手芸、レジン、アロマセラピー、ネイルアートなどができる、自分のペースで過ごせる場。対象は小学校5、6年生～24歳までの女子。運営主体は昭和女子大学の学生。

⁴ 「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されています。

第二部

IV

広報・啓発活動

- 1 広報・啓発
- 2 視察受入れ
- 3 関係機関との意見交換

IV 広報・啓発活動

1 広報・啓発

「せたホッと」を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、広報・啓発活動に取り組んでいます。

項目	実施時期	対象等	備考
配布・掲示			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、関係機関等	
リーフレット	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約 5,000 枚 配布
広報用カード	6月 9月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約 136,000 枚 配布
相談はがき	6月(中学校) 9月(小学校)	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、病院等の関係機関	約 73,000 枚 配布
活動報告書	7月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、その他関係機関	約 2,000 部 配布
機関紙「せたホッとレター」第 17 号	1月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 ※区内学校は全児童・生徒を対象に配布	約 105,000 部 配布
メモ帳、クリアファイル 消しゴム、定規、のり ボールペン キーホルダー 五角形消しゴム	随時	イベント参加者、視察等来訪者等	
イベント参加			
せたがやふるさと 区民まつり	8月	小・中学生、区民等	ゲーム参加者への りと消しゴム配布
関係機関との連携			
児童館事業参加 (深沢)	1月	児童館のイベントに来場した 児童、生徒、保護者	ゲーム参加者への り、啓発物配布

項目	実施時期	内容	備考
その他の活動			
擁護委員会議	月2回程度	広報・啓発活動の方針及び内容の検討	24回
いじめ予防授業※	6月・7月 2月・3月	小学生等を対象に子どもサポート委員による授業を実施	4校
ホームページ	随時	「せたホッと」の最新情報、活動等を随時更新	
活動報告動画配信		令和3年度の活動報告を動画により配信	

※「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

2 視察受入れ

視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日程	視察団体等
4月25日・27日	小金井市 子ども家庭部
4月26日	中野区 子ども教育部
5月25日	北本市 総務部・福祉部
8月17日	新潟市議会議員
10月27日	那覇市議会議員
11月21日	豊島区 子ども家庭部
12月16日	練馬区 教育委員会事務局 教育振興部
1月19日	多摩市 子ども青少年部

3 関係機関との意見交換

世田谷区内の子どもの関わる機関と連携し、積極的に意見交換しました。

日程	会議名等	担当
7月12日	いじめ防止等対策連絡会	委員
8月31日	要保護児童支援協議会（全区）	委員
9月8日	要保護児童支援協議会（玉川地域）	専門員
10月18日	要保護児童支援協議会（世田谷地域）	専門員
11月10日	要保護児童支援協議会（北沢地域）	専門員
12月2日	要保護児童支援協議会（砧地域）	専門員
1月16日	いじめ防止等対策連絡会	委員

せたホッと はがき相談

せたホッと
はがき相談

ひとりでごんばらなくていいんだよ
あなたからはがき、待ってるね！
そのほかに
電話、メール、手紙、FAX
会っても相談できるよ
ひみつはまもるから安心してね

フリーダイヤル せたホッと にきゆうせい
0120-810-293
※携帯電話・公共電話からも通話いただけます。

FAX **03-3439-6777**

子ども相談メール携帯用
入力フォーム
<https://www.city.seitago.lg.jp/mobile/inquiry/mailform9999992.html>

〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15
子ども・子育て総合センター3階
せたがやホッと子どもサポート あて
月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・休日・年末年始をのぞく)

郵便はがき

1 5 6 - 8 7 9 0

(受取人)

世田谷区宮坂3-15-15

子ども・子育て総合センター3階

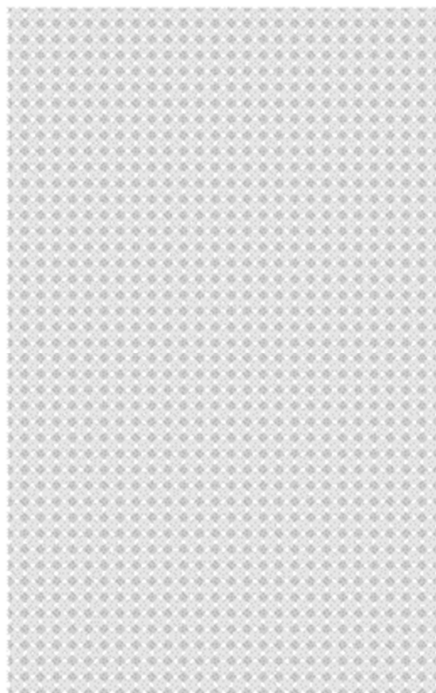
せたがやホッと子どもサポート あて

せたホッと はがき相談の出し方

- 1 相談したいことを書く
- 2 左側のシールをはがす
- 3 書いたところがかくれるようにはり合わせる
- 4 「キリトリ」の点線で切り取る
- 5 ポストに出す

切手をはらないで
だせるよ

困っていることを
すぐにかいけつしたいとき、
返事が早くほしいとき、
はがきを出してから2週間まっても
返事がこなかったとき、
そんなときは電話してね!



いやだったことや困っていること、「せたホッと」と
一緒にかいつつしたいことを書いてね。
返事が早くほしいときは、電話で相談してね。

「せたホッと」から返事がほしい人はなまえや連絡先を
をすれずに書いてね。

「せたホッと」からの返事は？（○をつけてね）

手紙がほしい 住んでいるところに 電話がほしい 返事は いらぬい

学校に

みょうじ	なまえ
学校名	年 組
住んでいるところ	
電話番号	

せたホッと?? とは?

せたがやホッと子どもサポート
困っている子どもを助け子どもの権利をまもる相談機関です。

こんなときは相談してね

学校で	家で	その他にも
<ul style="list-style-type: none"> ・対応はずれやいじめ ・友達とケンカした ・先生のこゝろ 	<ul style="list-style-type: none"> ・家でのつらいこと、嫌なこと ・友達に話せないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のこと ・新しい事 ・アルバイトのことなど

なんでも相談してね!

「せたホッと」にできること

一緒に考える
あなたのお気持ちや意見をじっくりきくよ。
いじめ、おどろ、いざこざ、いじめなど、
一番よい方法を一緒に考えるよ。

助言、意見表明
もっとよくしていくために、助言する機関などに
相談する権利などに
改善要求や意見表明を
することもできるよ。

訴える、力かしてもらう
まわりのおとなや友だちから話をきいたり、力を
お願ひすることが
できるよ。
あなたの意見や気持ちを
かわりに伝えることも
できるよ。

もう大丈夫。安心できたよ。
困ったらまた相談してね。安心できるまで見守るよ。

機関紙ホツとレター 17号(令和5 (2023)年1月発行)

世田谷の子どもの権利をまもる「せたホツと子どもサポート」広報紙 発行：2023年1月

せたホツとレター

.....第17号

「ひらえものつぶやき その3」 ～プー君とのおもいで～



編集委員
平尾 誠

小学生のころ、ぼくには「プー君」という名前の友達があった。銀行でおまけにもらったこぶしくらいの大きさのサルの貯金箱で、プー君という名前はぼくがつけた。お風呂も一緒に、いつも僕が洗ってあげていた。段ボールでプー君の家を作り、ガーゼを敷いてベッドにした。小型の懐中電灯をつけて家の明かりにしたけど、すぐに電池が切れるのでお母さんに怒られたっけな。

プー君はよくしゃべった。プー君はキーキー声を出しているん話をしてくれた。ちなみに、プー君の声はぼくが出していたので、知らない人が見たらぼくが一人でしゃべっているように見えたと思う。

お母さんやお父さんに怒られたときは、プー君が「きよし君をいじめなな」といってくれた。その後は二人で子ども部屋にこもって、「あんなに怒ることないのねえ」「なにがあっても、ぼくはきよし君の味方だよ」と言ってくれた。そういう夜は、プー君と一緒に寝た。なにがあっても、味方でいてくれるプー君は、ぼくの一歩大切な友達だった。ぼくも、ずいぶんとおじさんになって、もうプー君はしゃべらなくなったけど、まだプー君はぼくの家にいるんだよ。たとえ人形でも、ぼくのそばにずっといてくれて、何があってもぼくの味方でいてくれる。そんなことがあったから、ぼくは自分を好きになることができたし、自信を持って生きていられる。



相談を受けてからの流れ

子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったこと「せたホツと」に話してみませんか。(自分のことだけでなくおとなでも大丈夫です) 秘密は必ず守ります。 ※相談にお金はかかりません



つらい、悲しい気持ちになったら... 相談する
電話・メール・はがき・FAX、すべて子どもの権利保護についておとなも相談できます。



もう大丈夫。安心できたよ。
困ったことが出たらまた相談してください。相談が変わっても、必要があればいつでも支援します。

せたホツと

相談時間 月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時(日祝、年末年始を除く)

相談電話 フリーダイヤル ホツと にまほろうのこば FAX
0120-810-293 03-3439-6777

せたホツとホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokajji/kodomo/009/003/003/400124031.html>

〒158-8511 世田谷区登国1-15-15 世田谷区立子ども子育て総合センター3階

「せたホツと」と、「まほろうのこば」

「せたホツと」との出会いは8歳のころ。みんなが勝てると思っていたサッカーの試合で引き分けてしまった。自分のせいでも... そんなとき、学校で「せたホツと」の相談ハガキが配られたから、思い切って相談してみたんだ。

「せたホツと」にハガキで相談(8歳)

サッカーは得意で大好きだけど、自分のミスで1点取られちゃった。けっきょく、勝たずに引き分けだった。とってもくやしよ。もう、自信なくなっちゃったな...

○それはくやしかったね。でも、1点取られたあと、みんなで力を合わせて、引き分けにできたんだね。

「せたホツと」にメールで相談(13歳)

あ～！大変だ！ゲームに夢中になってたら、テストまであと3日しかなくなっちゃった～ どうしよう。魚にあせてきた。そうだ、「せたホツと」にメールしてみよう。

○ゲームって楽しいから、つい夢中になってしまふよね。今やらなきゃいけないって気づいたのは、よかったんじゃないかな。落ち着いて、まずは深呼吸をしてみよう。

まだ3日あるから、できることからやってみよう。

よし、深呼吸だ！まだ3日もある。あきらめずに、できることからやってみよう。

「せたホツと」に電話で相談(17歳)

これまでいろんなことを、「せたホツと」と話をしていくなかで、考え方や良方を少し覚えることで、気持ちが楽になったり、やる気がでてくることがあったよ。そうやって、だんだんと、ありのままの自分のことが好きになってきた。もうすぐ18歳。親の夢に向かってがんばるけど、くじけそうになった時は、「せたホツと」で話したり、一緒に考えた「まほろうのこば」を思い出すよ。

○もうすぐ18歳になるんだね。おめでとう！ いっしょにいろんなことを話したり、考えたりしたね。「せたホツと」も大変なところもいろいろあるよ！

「せたホツと」の「まほろうのこば」、楽れないよ、これからも困ったときはいつでも相談するよ。つらいときに「話けて！」って言うことは、はずかしいことじゃない、おとなになっても話したら誰かを助けていんだよ。

みんなも困ったときは誰かに相談してね。最後になっちゃうから、「まほろうのこば」をプレゼント。

落ち着きがない	やたいことがいっぱいある
こまかい	ていねい
心配性	慎重
おとなしい	おだやか

困ることも、まほろうを使って、うれしいことばに変えてみよう！()の中に入れてみてね！ もしも、まほろうの使い方がわからないなど、一緒に考えたことがあったら、「せたホツと」に相談してね。

第二部

V

メッセージ、 相談者からの声

- 1 子どもサポート委員 平尾 潔
- 2 相談・調査専門員 田中 由美子
田辺 真由美
- 3 相談者からの声

1 子どもサポート委員

不登校の根っこにあるものは何か

子どもサポート委員 平尾 潔

深刻化する不登校と文部科学省の動き

不登校の児童生徒数は年々増加しており、令和3(2021)年度には24万人を超え、前年度から約25%増と急激な増加となりました¹。特に、中学生では20人に一人、5%という割合に達しました。不登校の増加はこの統計発表の段階で9年連続となります。このような流れの中で、平成28(2016)年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立しました。この法律では、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」や、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」が基本理念の一つとして謳われています²。このような流れの中から、不登校特例校の設置が促進されることとなりました。

岐阜県の公立不登校特例中学校を見学しました

不登校特例校の実態を知りたいと思い、先日、岐阜市立の草潤(そうじゅん)中学校という学校を見学しました。公立の不登校特例校³です。

この学校は、不登校の生徒が進学してくる学校ですので、そういう子どもたちへの配慮が至る所に見られます。授業のカリキュラムは先生と相談しながら生徒自身が決められ、担任も自分で選べます。図書室には漫画がたくさん並び、ハンモックや寝転がれるソファなども置いてあります。教室には入りたいけれど、他人の目線が気になる、という子どものために、ついたてを用意しました。また、不登校を経験した生徒達の気持ちを思い、学校的なモノを排除しました。たとえば、黒板をなくし、ホワイトボードにしました。校舎の内装にもパステルカラーを使うなど、見た目も「学校らしくない学校」を目指しています。

このような学校ができたのは、生徒一人ひとりの気持ちにより添った学校作りをしよう、という明確な目的意識があればこそでしょう。不登校の理由は多様です。それにきちんと配慮していこうとすると、自然と、生徒一人ひとりの話を聴き、生徒にあわせた学校作りが行われるようになるのでしょ

¹ 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(2022 文部科学省)

² 同法3条2項、3項

³ 平成17(2005)年の学校教育法施行規則改正で制度化された。令和4(2022)年時点で、全国に21校あり、世田谷区にも1校ある。

不登校の根底にあるもの

不登校がこれだけ増えている理由を考察すると、二つの点に思い至ります。一つ目は、生徒一人ひとりに学校が合わせるのではなく、学校に生徒が合わせなければいけないという点、もう一つは、多様な悩みを抱える子どもたちの話を、一人ひとり聴いていくことが現状の学校では困難な点です。

子どもが学校に合わせなければいけない

今の子どもたちは、昔に比べて集団であまり遊びません。個室がある家庭も多くなりました。テレビも、かつてのように一家に一台で家族団らんの時間に見るというよりも、スマホで見たい番組を好きなときに見ることが増えました。このように、個人のペースで動くことが基本になってきています。

一方、通常の学校では、学びの内容もペースも学年毎に一律に決まっています。授業が簡単すぎてつまらない子、まったく理解できない子も、同じ授業を受けなければなりません。クラスメイトも担任も学校が決めます。多くの校則があり、学校によっては髪型、靴下の色など細かい規定もあります。

このように、「個」を基本としたマイペースの時代に、学校では、学校が定めた時間に、学校の定めた内容を学習し、また、学校の規則を守ることを求めています。ここに、息苦しさを感ずる子どもたちが一定数生じうるとするのは、むしろ当たり前ではないかと思うのです。

一人ひとりの子どもの声を時間をかけて聴くことができない

二つ目の理由は、子どもの声を十分に聴けない、という点です。

「せたホッと」では、一時間を超える相談も珍しくありません。それを何度も繰り返し、解決に向けた糸口を見つけていきます。一方、これだけの時間を学校の先生が一人ひとりの生徒にかけることは難しいでしょう。スクールカウンセラーが聴き取ることもできるでしょうが、やはり時間的な制約があります。誰にも相談できずひとりで悩み続ける子どもたちが、やがて不登校に至ることも少なくありません。

「せたホッと」と学校の協力関係

「せたホッと」に寄せられる相談は、学校の問題も少なくありません。「せたホッと」の活動は、一人ひとりの声に、ゆっくり耳を傾けるところから始まります。何が苦しいのかを聴き、どうすれば安心できるのかを一緒に考えます。それを学校に伝え、子どもの苦しみに共感してもらい、子どもの示した解決策を今度は学校と一緒に考えるのです。

学校ではなかなか話せなかったことを、「せたホッと」が聴き取り、その声を学校に届けて一緒に考える。そういった協力関係を大切にしたいと思っています。

2 相談・調査専門員

子どもの話に耳を傾けて

相談・調査専門員 田中 由美子

子どもが初めておとなに話しかけるのは、「オギャー、オギャー」と泣きながら伝える赤ちゃんの時です。おとなはその泣き声で何を伝えてくれたのか一生懸命聴く耳を持ちます。泣き声だけで判断ができない時は、五感も使って子どもからのサインを集め、心も傾け理解しようと努力します。その後、子どもの成長とともに、子どもからおとなに出すサインは増えていきます。そのひとつに話しかける言葉があります。子どもはおとなに「ねえーねえー聴いて」とサインを送り、おとなはそのサインを受け取り、耳を傾けます。そうすることで子どもは安心したり勇気が出たり、これから歩もうとする道しるべが見つかったりします。そして、おとなはそのような子どもの姿を見て活力をもらったりします。

しかし、近年は子どももおとなもコミュニケーションをとる時間が持たなくなっている現実があります。今の子どもたちは時間に追われて生活していることが多くなっているように思います。多くの子どもたちは学校生活だけでなく塾や複数の習い事などがあり、一日の中で、食事や睡眠、入浴なども入れると自由に遊ぶ時間はどのくらいあるのでしょうか。そして、おとなと関われる時間はどのくらいあるのでしょうか。一方、おとなも忙しい日々を送っています。

私も子育て中に、子どもと関わる時間が減少した時期がありました。そのような時、子ども3人を上手に子育てしている方から、「スペシャルタイム」を作っていることを教えてもらいました。「スペシャルタイム」とは、1対1で子どもと過ごすことです。そうすることで子どもの話を丁寧に聴くことができるということでした。早速私も子育てに取り入れてみると、一緒に勉強をする、一緒にお風呂に入る、一緒に買い物をするなど、普段何気なく過ぎていく時間を少しだけ1対1で子どもと過ごすことに意識を向けてみることで子どもと触れ合う新たな発見があり、一人ひとりの子どもからのメッセージをたくさん受け取れる大切なひとときを過ごすことができました。

子どもからの相談の中に「家族には、心配をかけたくないから言えない」「担任の先生は忙しそうだから、相談できない」などおとなの様子を見聞きして、気を使い遠慮してしまう子どもたちがいます。そのような時には、周りのおとなが子どもの話に耳を傾け寄り添うことができるような環境作りをサポートしたり、子どもとおとなの関係性を良くしていくための助言をすることもあります。また、「せたホッと」なら、聴いてくれるのではないかと思い相談してくれた子どももいます。その場合には「せたホッと」が子どもたちの居場所となるように言葉をかけていきます。

「せたホッと」では、実際に子どもと会って相談を受けることもあります。私は、よく相談の前に、子どもと一緒に遊ぶことがあります。卓球やカードゲーム、ボードゲームなどで遊び、「スペシャルタイム」を作りながら、相談を傾聴します。「また来るね」と帰る子どもの姿に私も勇気や力をもらいながら、子どもとの関わりを丁寧に大事にします。そして、いつでもどこでも子どもの話に耳を傾けていきたいと思っています。

不確実な道をとともに歩む

相談・調査専門員 田辺 真由美

「せたホッと」には、複数の人や状況など様々な要素が絡み合った相談が日々寄せられています。その中で印象に残っているのが、親と子どもが「過去」「現在」「未来」と時間軸上のどこに立って考えているかで動きが変わったケースでした。親は問題の無かった「過去」に戻ろうとしたり、進学に響くのではないかと「未来」を悲観し、子どもはどうしたらいいかわからず「現在」で立ちすくみ孤独を感じていました。しかし、親が子どもの「現在」の気持ちを受け止めると、子どもは「今やりたいこと」をいくつもあげるようになり、親は否定せず一緒に考えていくようにすると、ももとの問題が解決に向かっていきました。親子ともに同じ「現在」に立ったことで、今度は「未来」に向かって動き始めたのです。「現在」で「今できること」を積み重ねることで、道が開かれていく過程に近い考え方を持つキャリアの理論がありますのでご紹介したいと思います。

スタンフォード大学のジョン・D・クランボルツ教授によって提唱された比較的新しい「計画的偶発性理論／計画された偶発性理論（プランド・ハップンスタンスセオリー）」というキャリア理論です。「個人のキャリアの8割は予期せぬ出来事や偶然の出会いに左右される」とし、偶然の出来事が起こるのを待つのではなく自らが動いて偶然をつかんで自分の力にしていこうという前向きな考え方です。変化の激しい現代に合っていると注目されています。

偶然をつかむためには、「好奇心」「粘り強さ」「楽観性」「冒険心」「柔軟性」の5つのスキルが必要だとしています。これしかない決めつけずに新しいことにも挑戦する「好奇心」、あれこれ試しながら失敗してもあきらめずに努力し続ける「粘り強さ」、失敗やつらい出来事があっても自分の力を信じて前向きに取り組む「楽観性」、結果はわからなくてもリスクを恐れずに行動してチャンスの種をまく「冒険心」、こだわりを捨てて他人の意見や視点などを受け入れて態度や行動を変える「柔軟性」の5つです。目標を定めて努力をすることが無駄だというわけではありません。予期せぬことが起きて思い通りにいかないこともあるので、過去に決めた目標や計画にとらわれずに、目の前にある「偶然」をつかんで選択肢を広げていこうというものです。「キャリア」を広い意味でとらえ「人生そのものどどのようにかかわっていくか」と考えると、人生の節目や大事な選択をする場面に限らず、日ごろの学校や家庭生活の中でも使える考え方ではないかと思っています。

私たちは、予測できない出来事や出会った人々からの影響を受け続けながら生きています。様々な出会いの中で変化していくのはとても不安だと思います。先の見えない不確実な道でも一緒に同じものを見ながら話し、立ち止まったり寄り道したりしながら、ともに歩いていくことが「せたホッと」の役割だと思っています。不確実でも偶然の出会いと出来事を最大限に活用するために、いつでも「せたホッと」に相談してください。

参考文献

J. Dクランボルツ・A. S. レヴィン(2005)『その幸運は偶然ではないんです!』ダイヤモンド社

3 相談者からの声

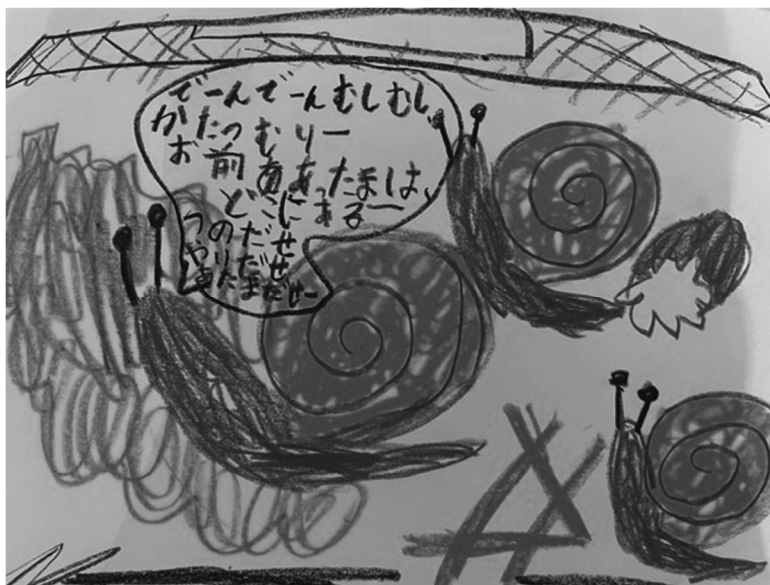
僕に、とって、せたホットとは、相談というよりも、いっぱい、はなしにいくばしよでした。

僕のはなしを、きいてくれて、いまかんがえていることや、したいことなどをはなしたりすると、ふくらましてくれて、楽しかったです。初めて行った時に、僕のつくった空想の島のことはなしたりしました。はじめは、がっこうのことを、はなすために、ままが、つれていってくれたところだけど、たのしくて、つい違うことを、べらべらべらべらはなしてしまいます。委員さんが、にんき満了で、去ってしまうからさびしいけど、今度、またどこかであえること、たのしみです。

話に行く中で一番印象に残ったのは、

ラジオ番組を作ったことです。

作ったのは、ホンダが作っているアシモのことや、カタツムリのことなどです。



「せたホット」から

毎回聴かせてくれるいろいろな話は、好奇心あふれる内容で、いつもいっしょに冒険しているようでした。いやなことがあったときに行く空想の島の隠れ家で、ろ過した水や樹木から精製した栄養たっぷりの液を飲んだり、タケコプターのようなプロペラをつけて島ごと飛行したりしたことは、安心・安全な居場所を探す旅でしたね。

ラジオ番組「せたホットウェーブ」を作ったときは、ワクワク・ドキドキしましたね。番組作成にあたり、興味を持ったことを調べ、いろいろな専門家に話を聴きに行き、分かったことや疑問に思ったことを記録し、まとめていくバイタリティあふれる姿は、立派な研究者でした。

相談室にはじめて来たときは、学校のことでつらいことがあり、ままやぱばもとても心配してたけど、みんなで元気を取り戻せましたね。

また会えるとき、今度はどんな冒険の話聴かせてくれるかな。



私は高校の文化祭の準備や話し合いで辛い思いをし、相談したくても学校のカウンセラーに相談しづらかった為、手紙で知った「せたホツと」にお電話をしました。



始めは私の話だけでも聞いてほしいと思っていましたが、電話やメールを通じて直接相談員さんとお話する機会を設けていただき、お話することができました。そのおかげで落ち込んでた気分も楽になりました。しかも悩んでいた事について私に代わって高校に出向き、何が起きて、どのように改善してほしいのかを話していただきました。その効果あって翌年からの文化祭での決まりが大きく変わり、辛い思いをせずに終えることができました。

相談をし始めた頃は私だけの悩みだと思っていましたが、文化祭を終えて、あの悩みは私だけの悩みではなかったと気づき、勇気をだして相談してよかったと思いました。何度も私が話すことについて親身になって聞いてくださり、とても嬉しかったです。長い間、ありがとうございました！

「せたホツと」から

だれにも言えなかったつらい思いを話してくれたことは、とても勇気が必要だったと思います。「せたホツと」としても、その思いを感じ、何回も話を聴き、思いを受け止めていきました。それによって「落ち込んでた気分も楽になりました」と言ってもらえて、本当に良かったです。

また、さらに一歩進んで、自らがつらい思いをする要因となった学校の仕組みにも着目し、それをどうしたら改善してもらえるかを一緒に考えていくことができました。「せたホツと」は、個別救済から制度改善を目指す機関ではありますが、それは子ども自身の意思があってこそ成り立つことです。今回それができたということは、本人の「後輩に同じ嫌な思いをしてほしくない」というやさしさや、それを言葉にする強さがあってこそだと思います。

本人と一緒につらさを乗り越え、どうしたらいいかを考えていけたことは、「せたホツと」の子どもサポート委員や相談・調査専門員にとっても、良い経験となりました。「せたホツと」を見つけてくれて、相談してくれて、本当にありがとうございました。



おわりにかえて

前子どもサポート委員 月田 みづえ

「せたホッと」の相談件数の累計は、開設年度から令和4(2022)年度までで、2,706件にのぼります。多くの相談では、何とか問題を自分自身で解決したいと思う子どもたちの柔軟な発想や純粋なところに触れ、励まされる日々でした。私事ですが、開設当初より、10年間の長きにわたって、相談救済活動に携わらせていただきましたことに感謝とお礼を述べさせていただきたいと思います。退任するにあたり、活動を通じた思いを雑感ではありますが、少し書かせていただければと思います。

子どもの権利条約採択後も続く子どもの権利侵害と子どもたちの活動例

平成元(1989)年に子どもの権利条約が国連で採択されて、30数年がたちました。この条約によって、子どもには、大人と同じ基本的な権利が守られ、さらに特別な保護を必要とすると認識されました。条約を守る世界の大人たちの行動によって、乳幼児死亡率や児童の強制労働は減ったとされています。この努力にもかかわらず、日本を含む世界では、昨年一年間にも権利侵害から逃れることができない多数の子どもたちを生み出しています。戦時下や紛争地域では、子どもの保護という戦争の最も基本的なルールの1つが無視され、子どもへの攻撃は容赦なく続いています。負傷し、命を落とす、家族や自国から引き離される。世界的な経済格差を解消できず、貧困のために、教育や治療・保健を受けられない、安全な住まいや水や食料すら確保できない。自然災害の多発、親などから虐待・体罰、いじめを受けるなどなどです。

生命、生存及び発達に対する人間としての基本的な権利すら脅かされ、いまだに、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができない現実があります。

このようななかでも、大人たちに行動を変えるように迫る活動をしている子どもたちがいます。環境破壊への対応策の必要性を訴え、それに呼応して日本でも行動する子どもたちです。これに対して、子どもは子どもがすべきことに専念しなさいと活動に批判的な大人もいます。けれども、地球温暖化の問題は世界のみんなが考えて行動変容をしなければならぬ、まったなしの事柄であることに間違いはありません。子どもたちが、今の時代に生きるものとしての責任から、自己の利益を顧みず、声をあげ続けている勇気にエールを送りたいと思います。

最近の日本における子どもの権利の認知について

ところで、「子どもアンケート～国による子供のための新しい取り組み～」(セーブ・ザ・チルドレン)¹は、日本における子どもの権利の認知度に関する一つの調査です。「内容までよく知っている」「内容について少し知っている」との回答が34.3%にとどまり、子どもの権利の中でも「意見を表明し、大人に聞いてもらえる権利」や「遊んだり休んだりできる権利」について知っている子どもは、他の権利の内容と比較して認知度の低い結果となりました。また、「国が、今、新しく子供のための省庁や法律を作ろうとしています。これについてどのように思いますか?」という質問事項に対して、「とても期待する」「期待する」との回答は46.1%と約半数。一方、「あまり期待しない」「まったく期待しない」との回答は32.6%という結果。期待しない理由としては、「意見を聞いてくれない」「言っても変わらない」「時間がかかりすぎる」といった、現状の変化を望む気持ちと裏腹に、行政へ対する諦めの言葉が多く見受けられたと分析しています。

“こども基本法”(令和5(2023)年4月1日施行)に期待が寄せられるゆえんです。

子どもの権利の状況を決めるのは、わたしたちのころ

谷川俊太郎は、「ころの色」²で、今の世界をつくっているのは、大人になった私たちのころのありようであり、あかんぼうの頃の白紙の状態がどのように変遷したのかにかかっていると捉えています。つまり、どのような色で、染まったかによって、個々人の集合体である社会のありようも変わるものだと言っていると思います。

私^{わたし}がなにを思^{おも}ってきたか
 それがいまの私^{わたし}をつくっている
 あなたがなにを考^{かんが}えてきたか
 それがいまのあなたそのもの

世界^{せかい}はみんなのころで決^きまる
 世界^{せかい}はみんなのころで変^かわる

あかんぼうのころは白紙^{はくし}
 大きくなると色^{いろ}にそまる
 私^{わたし}のころはどんな色^{いろ}?
 きれいな色^{いろ}にころをそめたい

きれいな色^{いろ}ならきつと幸^{しあわ}せ
 すきとおっていればもっと幸^{しあわ}せ

相談救済活動で接した子どもの純粋なころ

谷川俊太郎の前述の詩にある「あかんぼうのころは白紙」ということばのように、成長しても、打算がなく、純粋なころを持ち続けている子どもたちが多いと日々実感しています。

“自分がいなくなれば、兄弟にお金を回せる”、“自分はいいけれど後輩にいやな思いをさせたくない”、“自分のことではないけれど、見て見ぬふりはできないし何とかしたい”、いつも“わる”という色メガネでみられ、なにをしても悪者と評価されているしまう子は、“がんばって勉強して大人を見返してやる”、親が自分の子どもをどんなときにもひいきすることについて、“だからいつもそういう妄想的な考え方をされるのはいやなんだよ”などなど枚挙にいとまがありません。

初期の対応で変わったかもしれないと思ういじめ案件

「せたホツト」では、いじめの悩みの相談も多く受けています。

子どものいじめの相談を受けるなかで、“子どもたちの白紙のころ”が“憎しみに変わる”前に対応ができれば、どんなによかったかと思う経験をたくさんしました。谷川は、「影と海」³で、だれかを傷つければ、苦しむのは、その本人であり、だれかを苦しめるなら、傷つくのもその本人、けれども、だれかを喜ばせれば、その本人は幸せになるし、だれかを幸せにすると、喜ぶのもその本人であるとうたっています。

いじめられた側もいじめた相手を憎いと思えば、自分もその感情に傷つきます。いじめによって相手を傷つけたり、苦しめたのなら、その行為をしたことによって、いつかは本人も苦しみ、傷つくでしょう。

いじめの被害側になった子どもと加害側になった子どもの気持ちが丁寧に聞き取られ、どのようなことでそうなったのか、何がいけないことで間違っただけなのか、関係した子どもたちのすべてが理解して、納得すれば、その後の関係は前向きに改善されているように思います。

一方、関係が修復せずに、禍根を残し、時間がたつにつれて、傷つきを深めてしまった子どもの相談も多くありました。そうなった案件の初期の対応には、2通りの例があるように思います。ひとつは、被害側の子どもに対して、先生があなたにも悪い点があったのだから、いじめられても仕方がない。みんなで仲良くしなさいというように喧嘩両成敗的に双方で謝罪をして終わったというものです。いじめられる側に理由があったかどうかは、問題ではないと思うのですが、どこが悪かったかが明確にならないためにいじめも止まず、被害側の子どもは、先生の言動にさらに傷つき、納得できないまま引きずっているという例が多くありました。もう一つは、被害側の子どもが嫌だったと言った言葉のみをとりあげて、これはいじめであると加害とされた子どもたちを一方向的にしかった。加害側とされた子どもたちは、被害児とも楽しんで一緒に遊んでいたのにこうなるならば、これからは、被害児とかかわるのを避けなければいけないのかと考えたり、被害、加害双方の子どもたちの関係性まで、壊れる結果を導いたという例です。状況は様々なので、これらの二つに集約できるわけではありませんが、初期の大人など第三者の対応において、一人ひとりの子どもの気持ちや言動にいたった理由やそのことをどう思っているのかという気持ち、どの行為が悪く、何を改善すればよいのかなどすべての子どもたちが納得できないまま終わっている場合が多いです。納得できない感情は、時間がたって、相手への憎しみや大人への不信感となり、怨念として増幅してしまい、「せたホツと」に相談に来られることが多いです。

相対立する問題が起きた段階で、子どもの悩む声を多く拾えるようにするために何ができるのか。難題ではありますが、後々禍根を残さずすむような解決方法はあるのか。教育現場同様に「せたホツと」もその仕組みや打開策を真剣に考えることが課題であると思います。

子どもの権利を守るためには、子どもの白紙のこころをゆがめずに、のびのびと育つことができるような、環境づくりが重要であると思います。

多様な価値観を認めあい、互いの尊厳をまもりあうことができる社会をめざして、子どもたちの意見・声を反映できる社会になるように、「せたホツと」は、より一層研鑽を積めたらと思います。

¹ ①<https://reseed.resemom.jp/article/2021/11/20/2806.html> 2021年11月20日・セーブ・ザ・チルドレン、2021年11月20日、子供を対象に実施したアンケート調査の結果を発表した。

②同じくセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの全国市民調査では、子どもの権利の認知度は、「内容までよく知っている」子ども8.9%、大人2.2%、「聞いたことがない」は、子ども31.5%、大人42.9%であった。（「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」実施概要 調査方法：調査会社によるWEBアンケート 調査対象：全国15歳（中学生除く）～80代 回答者数：子ども（15-17歳）2,149人、大人（18歳以上）27,851人 調査期間：2019年8月5日～2019年8月10日

² 谷川俊太郎『すこやかに おだやかに しなやかに』佼成出版社、令和4年3月P.10～11

³ 同上、P.6～7

第二部

VI

参考資料

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例施行規則

相談状況の集計推移

ホッとにきゅうさいFAX

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日
条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号
平成26年3月7日条例第14号
令和2年3月4日条例第11号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本となる政策（第9条—第14条）
- 第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）
- 第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）
- 第5章 推進体制など（第27条—第31条）
- 第6章 雑則（第32条）

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性をはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していきことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならぬ役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることとを定めるものです。
（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。
（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切に、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

（区民の務め）

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

（事業者の務め）

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

（区の務め）

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのび、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強

め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員

会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども(次に定めるものとします。)は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれてあっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- (1) 区内に住所を有する子ども
- (2) 区内にある事業所で働いている子ども
- (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども
- (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。
- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。
- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。
- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。
- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

- 2 擁護委員の仕事に補佐するため、相談・調査専門員を置きます。
- 3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

- 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。
- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。
- (評価)
- 第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。
- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
- 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

- 第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。
- (国、東京都などとの協力)
- 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。
- (雇い主の協力)
- 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。
- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。
- (地域の中での助け合い)
- 第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。
- (啓発)
- 第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

- 第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号

改正 平成28年1月29日規則第14号

令和2年12月8日規則第129号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例(平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員(条例第15条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。)は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

第4条 申立て(条例第19条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。)は、擁護委員に申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとする。

(子どもに準ずるもの)

第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずるものとして規則で定めるものは、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

(2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合

(3) 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月世田谷区条例第7号)第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合

(4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合

(5) 擁護委員の行為に係るものである場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査(条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。)をすることが適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書(第3号様式)により、申立てをした者(以下「申立者」という。)に理由を付してその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則14号〕

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書(第4号様式)により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報保護に十分に配慮しなければならない。

(調査の実施)

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等(条例第17条に規定する関係機関などを

いう。以下同じ。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

- 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(調査の中止)

第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者(以下「同意者」という。)又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等(以下「立入調査対象関係機関等」という。)があるときは、調査中止通知書(第6号様式)により理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の終了)

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。

(要請及び意見)

第11条 擁護委員は、要請(条例第21条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。)をし、又は意見(条例第21条第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。)を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書(第8号様式)により行うものとする。

- 2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(対応についての報告)

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書(第9号様式)によりその内容を通

知するものとする。

(公表)

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第23条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員(条例第24条第2項の相談・調査専門員をいう。)は、調査又は調整(条例第20条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。)をするときは、身分証明書(第10号様式)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(擁護委員会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。
- 4 擁護委員会議は、非公開とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例(平成24年12月世田谷区条例第82号)第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限る。)の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月29日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月8日規則第129号)

この規則は、公布の日から施行する。

相談状況の集計推移(年度の記載がない表は全て令和4年度の集計です)

1. 初回の相談方法と件数(新規件数)

	年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	30	160(77.7%)	40(19.4%)	6(2.9%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	206(100.0%)
	1	126(75.4%)	33(19.8%)	4(2.4%)	-	2(1.2%)	2(1.2%)	167(100.0%)
	2	80(65.6%)	35(28.7%)	7(5.7%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	122(100.0%)
	3	83(42.1%)	31(15.7%)	5(2.5%)	73(37.1%)	3(1.5%)	2(1.0%)	197(100.0%)
	4	81(33.3%)	58(23.9%)	1(0.4%)	101(41.6%)	1(0.4%)	1(0.4%)	243(100.0%)
おとな	30	118(88.1%)	9(6.7%)	6(4.5%)	-	1(0.7%)	0(0.0%)	134(100.0%)
	1	94(89.5%)	8(7.6%)	3(2.9%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	105(100.0%)
	2	79(91.9%)	6(7.0%)	1(1.2%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	86(100.0%)
	3	86(83.5%)	12(11.7%)	4(3.9%)	1(1.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	103(100.0%)
	4	114(91.9%)	7(5.6%)	2(1.6%)	1(0.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	124(100.0%)
合計	30	278(81.8%)	49(14.4%)	12(3.5%)	-	1(0.3%)	0(0.0%)	340(100.0%)
	1	220(80.9%)	41(15.1%)	7(2.6%)	-	2(0.7%)	2(0.7%)	272(100.0%)
	2	159(76.4%)	41(19.7%)	8(3.8%)	-	0(0.0%)	0(0.0%)	208(100.0%)
	3	169(56.3%)	43(14.3%)	9(3.0%)	74(24.7%)	3(1.0%)	2(0.7%)	300(100.0%)
	4	195(53.1%)	65(17.7%)	3(0.8%)	102(27.8%)	1(0.3%)	1(0.3%)	367(100.0%)

(令和3年度より、はがき相談を開始)

2. 初回の相談者の内訳(新規件数)

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関(者)	その他	合計
30	204 (60.0%)	111 (32.6%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	9 (2.6%)	5 (1.5%)	340 (100.0%)
1	165 (60.7%)	89 (32.7%)	7 (2.6%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	4 (1.5%)	3 (1.1%)	272 (100.0%)
2	119 (57.2%)	74 (35.6%)	5 (2.4%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	208 (100.0%)
3	193 (64.3%)	84 (28.0%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
4	242 (65.9%)	108 (29.4%)	10 (2.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	367 (100.0%)

3. 相談対象となる子どもの所属(新規件数)

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
30	10(2.9%)	199(58.5%)	88(25.9%)	38(11.2%)	5(1.5%)	340(100.0%)
1	7(2.6%)	165(60.7%)	63(23.2%)	33(12.1%)	4(1.5%)	272(100.0%)
2	11(5.3%)	108(51.9%)	50(24.0%)	39(18.8%)	0(0.0%)	208(100.0%)
3	5(1.7%)	197(65.7%)	65(21.7%)	32(10.7%)	1(0.3%)	300(100.0%)
4	12(3.3%)	245(66.8%)	82(22.3%)	26(7.1%)	2(0.5%)	367(100.0%)

4.相談の内容(新規件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
30	65 (19.1%)	37 (10.9%)	11 (3.2%)	4 (1.2%)	5 (1.5%)	16 (4.7%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
1	34 (12.5%)	39 (14.3%)	9 (3.3%)	10 (3.7%)	1 (0.4%)	12 (4.4%)	8 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
2	23 (11.1%)	24 (11.5%)	10 (4.8%)	5 (2.4%)	3 (1.4%)	6 (2.9%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
3	45 (15.0%)	29 (9.7%)	23 (7.7%)	9 (3.0%)	4 (1.3%)	8 (2.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)
4	48 (13.1%)	64 (17.4%)	20 (5.4%)	11 (3.0%)	2 (0.5%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
30	83 (24.4%)	38 (11.2%)	26 (7.6%)	15 (4.4%)	4 (1.2%)	3 (0.9%)	18 (5.3%)	2 (0.6%)	10 (2.9%)	340 (100.0%)
1	76 (27.9%)	26 (9.6%)	16 (5.9%)	5 (1.8%)	2 (0.7%)	6 (2.2%)	16 (5.9%)	3 (1.1%)	8 (2.9%)	272 (100.0%)
2	37 (17.8%)	30 (14.4%)	23 (11.1%)	10 (4.8%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	25 (12.0%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	208 (100.0%)
3	61 (20.3%)	31 (10.3%)	18 (6.0%)	9 (3.0%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)	35 (11.7%)	3 (1.0%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
4	91 (24.8%)	43 (11.7%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)	10 (2.7%)	27 (7.4%)	1 (0.3%)	8 (2.2%)	367 (100.0%)

5.相談内容別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
30	35 (17.0%)	9 (4.4%)	6 (2.9%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	5 (2.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)
1	16 (9.6%)	16 (9.6%)	4 (2.4%)	3 (1.8%)	0 (0.0%)	3 (1.8%)	2 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2	10 (8.2%)	7 (5.7%)	9 (7.4%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3	22 (11.2%)	10 (5.1%)	16 (8.1%)	2 (1.0%)	3 (1.5%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
4	21 (8.6%)	34 (14.0%)	19 (7.8%)	6 (2.5%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.6%)	0 (0.0%)
年度	対人関係の悩み	家族・家庭の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
30	71 (34.5%)	34 (16.5%)	0 (0.0%)	10 (4.9%)	4 (1.9%)	3 (1.5%)	16 (7.8%)	2 (1.0%)	6 (2.9%)	206 (100.0%)
1	66 (39.5%)	25 (15.0%)	0 (0.0%)	4 (2.4%)	2 (1.2%)	3 (1.8%)	14 (8.4%)	3 (1.8%)	6 (3.6%)	167 (100.0%)
2	29 (23.8%)	27 (22.1%)	0 (0.0%)	7 (5.7%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)	23 (18.9%)	2 (1.6%)	3 (2.5%)	122 (100.0%)
3	57 (28.9%)	29 (14.7%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	33 (16.8%)	3 (1.5%)	5 (2.5%)	197 (100.0%)
4	79 (32.5%)	37 (15.2%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	9 (3.7%)	24 (9.9%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	243 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数 74 件を加えた 441 件に対しての回数

6.子どもの性別(新規件数)

年度	男	女	不明	合計
30	151 (44.4%)	172 (50.6%)	17 (5.0%)	340 (100.0%)
1	125 (46.0%)	136 (50.0%)	11 (4.0%)	272 (100.0%)
2	107 (51.4%)	91 (43.8%)	10 (4.8%)	208 (100.0%)
3	110 (36.7%)	173 (57.7%)	17 (5.7%)	300 (100.0%)
4	131 (35.7%)	210 (57.2%)	26 (7.1%)	367 (100.0%)

7.子どもの性別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	男	女	不明	合計
30	74 (35.9%)	125 (60.7%)	7 (3.4%)	206 (100.0%)
1	70 (41.9%)	94 (56.3%)	3 (1.8%)	167 (100.0%)
2	44 (36.0%)	74 (60.7%)	4 (3.3%)	122 (100.0%)
3	54 (27.4%)	130 (66.0%)	13 (6.6%)	197 (100.0%)
4	65 (26.7%)	162(66.7%)	16 (6.6%)	243 (100.0%)

8.相談者からの相談方法(延べ相談回数)

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	232 (15.7%)	233 (15.8%)	109 (7.4%)	149 (10.1%)	6 (0.4%)	6 (0.4%)	735 (49.7%)
おとな	455(30.8%)	164(11.1%)	114 (7.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	9(0.6%)	743 (50.3%)
合計	687 (46.5%)	397 (26.9%)	223 (15.1%)	150 (10.1%)	6 (0.4%)	15 (1.0%)	1,478 (100.0%)

9.「せたホツと」から相談者への対応方法(延べ対応回数) ※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	40 (4.9%)	223 (27.2%)	21 (2.6%)	0 (0.0%)	138 (16.8%)	8 (1.0%)	430 (52.4%)
おとな	267 (32.6%)	117 (14.3%)	4 (0.5%)	0 (0.0%)	1(0.1%)	1(0.1%)	390 (47.6%)
合計	307(37.4.%)	340 (41.5%)	25 (3.0%)	0 (0.0%)	139 (17.0%)	9 (1.1%)	820(100.0%)

10.サポート委員・専門員の総活動回数(方法別) ※

(上記8+9+関係機関との活動回数)

年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
30	1,690 (58.4%)	751 (25.9%)	441 (15.2%)	—	7 (0.2%)	6 (0.2%)	2,895 (100.0%)
1	1,737 (66.4%)	507 (19.4%)	340 (13.0%)	—	28 (1.1%)	4 (0.2%)	2,616 (100.0%)
2	840 (52.5%)	596 (37.3%)	158 (9.9%)	—	5 (0.3%)	0(0.0%)	1,599 (100.0%)
3	1,092 (48.5%)	620 (27.5%)	324 (14.4%)	100 (4.4%)	102 (4.5%)	15 (0.7%)	2,253 (100.0%)
4	1,410 (50.6%)	744 (26.7%)	313 (11.2%)	150 (5.4%)	146 (5.2%)	24(0.9%)	2,787(100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数 74 件を加えた 441 件に対する回数

11. サポート委員・専門員の総活動回数(対応先別) ※

年度	子ども	おとな	関係機関(者)	合計
30	1,107 (38.2%)	1,186 (41.0%)	602 (20.8%)	2,895 (100.0%)
1	1,037 (39.6%)	1,045 (39.9%)	534 (20.4%)	2,616 (100.0%)
2	774 (48.4%)	515 (32.2%)	310 (19.4%)	1,599 (100.0%)
3	880 (39.1%)	975 (43.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)
4	1,165 (41.8%)	1,133 (40.7%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)

12. 新規件数と総活動回数の月別推移

月	新規件数	総活動回数
4	30 (8.2%)	125 (4.5%)
5	16 (4.4%)	98 (3.5%)
6	30 (8.2%)	179 (6.4%)
7	33 (9.0%)	195 (7.0%)
8	14 (3.8%)	168 (6.0%)
9	24 (6.5%)	224 (8.0%)
10	76 (20.7%)	305 (10.9%)
11	42 (11.4%)	287 (10.3%)
12	18 (4.9%)	300 (10.8%)
1	24 (6.5%)	257 (9.2%)
2	32 (8.7%)	294 (10.5%)
3	28 (7.6%)	355 (12.7%)
合計	367 (100.0%)	2,787 (100.0%)

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関(者)	学校	その他	合計
電話	80 (21.8%)	102 (27.8%)	6 (1.6%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)	195 (53.1%)
メール	58 (15.8%)	4 (1.1%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	65 (17.7%)
面接	1 (0.3%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)
はがき	101 (27.5%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	102 (27.8%)
手紙	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
FAX	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
合計	242 (65.9%)	108 (29.4%)	10 (2.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)	367 (100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	272 (9.8%)	456 (16.4%)	130 (4.7%)	149 (5.3%)	144 (5.2%)	14 (0.5%)	1,165 (41.8%)
おとな	722 (25.9%)	281 (10.1%)	118 (4.2%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	10 (0.4%)	1,133 (40.7%)
関係機関(者)	416 (14.9%)	7 (0.3%)	65 (2.3%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	489 (17.5%)
合計	1,410 (50.6%)	744 (26.7%)	313 (11.2%)	150 (5.4%)	146 (5.2%)	24 (0.9%)	2,787 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数 74 件を加えた 441 件に対しての回数

15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計 ※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・FAX	はがき・手紙	合計
電話 (相談者から)	237 (8.5%)	206 (7.4%)	161 (5.8%)	53 (1.9%)	21 (0.8%)	9 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	687 (24.7%)
電話 (せたホツとから)	216 (7.8%)	61 (2.2%)	24 (0.9%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	307 (11.0%)
電話 (関係機関(者))	327 (11.7%)	79 (2.8%)	9 (0.3%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	416 (14.9%)
メール (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	397 (14.2%)	0 (0.0%)	397 (14.2%)
メール (せたホツとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	340 (12.2%)	0 (0.0%)	340 (12.2%)
メール (関係機関(者))	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (0.3%)	0 (0.0%)	7 (0.3%)
面接 (事務所)	4 (0.1%)	1 (0.0%)	11 (0.4%)	74 (2.7%)	77 (2.8%)	56 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	223 (8.0%)
訪問 (学校)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)
訪問 (その他)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	7 (0.3%)	4 (0.1%)	2 (0.1%)	5 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (0.7%)
訪問 (関係機関(者))	4 (0.1%)	0 (0.0%)	16 (0.6%)	21 (0.8%)	9 (0.3%)	15 (0.5%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	66 (2.4%)
手紙 (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	156 (5.6%)	156 (5.6%)
手紙 (せたホツとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	139 (5.0%)	139 (5.0%)
手紙 (関係機関(者))	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
FAX (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (0.5%)	0 (0.0%)	15 (0.5%)
FAX (せたホツとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (0.3%)	0 (0.0%)	9 (0.3%)
FAX (関係機関(者))	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	790 (28.3%)	347 (12.5%)	228 (8.2%)	156 (5.6%)	114 (4.1%)	88 (3.2%)	768 (27.6%)	296 (10.6%)	2,787 (100.0%)

16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計

	いじめ	学校・教職 員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	16 (4.4%)	18 (4.9%)	5 (1.4%)	4 (1.1%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
2~9回	21 (5.7%)	35 (9.5%)	12 (3.3%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)
10回以上	11 (3.0%)	11 (3.0%)	4 (1.1%)	2 (0.5%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)
合計	48 (13.1%)	64 (17.4%)	21 (5.7%)	11 (3.0%)	2 (0.5%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	総計
1回のみ	36 (9.8%)	13 (3.5%)	15 (4.1%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	2 (0.5%)	7 (1.9%)	0 (0.0%)	4 (1.1%)	127 (34.6%)
2~9回	50 (13.6%)	28 (7.6%)	10 (2.7%)	1 (0.3%)	2 (0.5%)	8 (2.2%)	14 (3.8%)	1 (0.3%)	4 (1.1%)	195 (53.1%)
10回以上	5 (1.4%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	45 (12.3%)
合計	91 (24.8%)	42 (11.4%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)	10 (2.7%)	27 (7.4%)	1 (0.3%)	8 (2.2%)	367 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数 74 件を加えた 441 件に対する回数

17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	33 (9.0%)
火曜日	39 (10.6%)
水曜日	25 (6.8%)
木曜日	37 (10.1%)
金曜日	36 (9.8%)
土曜日	28 (7.6%)
メール・手紙等	169 (46.0%)
合計	367 (100.0%)

18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

9時台	1 (0.3%)
10時台	9 (2.5%)
11時台	2 (0.5%)
12時台	2 (0.5%)
13時台	36 (9.8%)
14時台	16 (4.4%)
15時台	35 (9.5%)
16時台	25 (6.8%)
17時台	33 (9.0%)
18時台	21 (5.7%)
19時台	18 (4.9%)
メール・手紙等	169 (46.0%)
合計	367 (100.0%)

19. 総活動回数(男女別) ※

男	1,354 (48.6%)
女	1,371 (49.2%)
不明	62 (2.2%)
合計	2,787 (100.0%)

20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表(新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・ 保育園	施設 (入所・通)	児童館・ 新BOP	その他	合計
いじめ	45 (12.3%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (13.1%)
学校・教職 員等の対応	58 (15.8%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	64 (17.4%)
虐待	0 (0.0%)	19 (5.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (5.4%)
不登校	9 (2.5%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	11 (3.0%)
行政の対応	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)
非行・問題 行動	4 (1.1%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)
体罰	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
セクハラ	5 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)
学校事故	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
対人関係の 悩み	83 (22.6%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)	91 (24.8%)
家庭・家族の 悩み	0 (0.0%)	43 (11.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (11.7%)
子育ての悩み	1 (0.3%)	23 (6.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (7.1%)
学校の悩み	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)
話し相手	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)
学習・進路の 悩み	3 (0.8%)	5 (1.4%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (2.7%)
心身の悩み	14 (3.8%)	9 (2.5%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	27 (7.4%)
性の悩み	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
その他	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	4 (1.1%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (2.2%)
合計	228 (62.1%)	108 (29.4%)	5 (1.4%)	5 (1.4%)	8 (2.2%)	4 (1.1%)	1 (0.3%)	8 (2.2%)	367 (100.0%)

21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表(新規件数)

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	父母以外の親族	施設関係者	近所のおとな	先輩・後輩	行政職員	その他	不明	合計
いじめ	0 (0.0%)	46 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	48 (13.1%)
学校・教職員等の対応	11 (3.0%)	0 (0.0%)	51 (13.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	64 (17.4%)
虐待	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (3.0%)	6 (1.6%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	20 (5.4%)
不登校	6 (1.6%)	1 (0.3%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)	11 (3.0%)
行政の対応	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)
非行・問題行動	1 (0.3%)	4 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)
体罰	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
セクハラ	0 (0.0%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)
学校事故	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	77 (21.0%)	13 (3.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	91 (24.8%)
家庭・家族の悩み	30 (8.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (1.6%)	5 (1.4%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (11.7%)
子育ての悩み	26 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (7.1%)
学校の悩み	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.5%)
話し相手	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)
学習・進路の悩み	10 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (2.7%)
心身の悩み	26 (7.1%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	27 (7.4%)
性の悩み	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
その他	6 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (2.2%)
合計	200 (54.5%)	67 (18.3%)	57 (15.5%)	17 (4.6%)	11 (3.0%)	2 (0.5%)	4 (1.1%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	5 (1.4%)	367 (100.0%)

22. サポート委員が対応した場合の相談内容(新規件数のうち)

いじめ	14 (26.4%)
学校・教職員等の対応	17 (32.1%)
虐待	8 (15.1%)
不登校	2 (3.8%)
行政の対応	1 (1.9%)
体罰	1 (1.9%)
セクハラ	3 (5.7%)
対人関係の悩み	2 (3.8%)
家庭・家族の悩み	2 (3.8%)
子育ての悩み	1 (1.9%)
心身の悩み	1 (1.9%)
その他	1 (1.9%)
合計	53 (100.0%)

FAX 返信用 FAX 番号03(3439)6777



おはなし
きかせてね

ホッとにきゅうさい FAX

(「せたがやホッと子どもサポート」への 상담 FAX)

年 月 日

相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。ひとつえらんでください。

- いじめ 体罰 いじめ・体罰ではない学校のこと 虐待
 虐待ではない家庭のこと 職場のこと その他のこと

相談したい内容を書いてください

あなた(相談したい人)のことを教えてください

★名前(またはニックネーム) 名前: _____ ふりがな: _____

★せたホッとからの返事

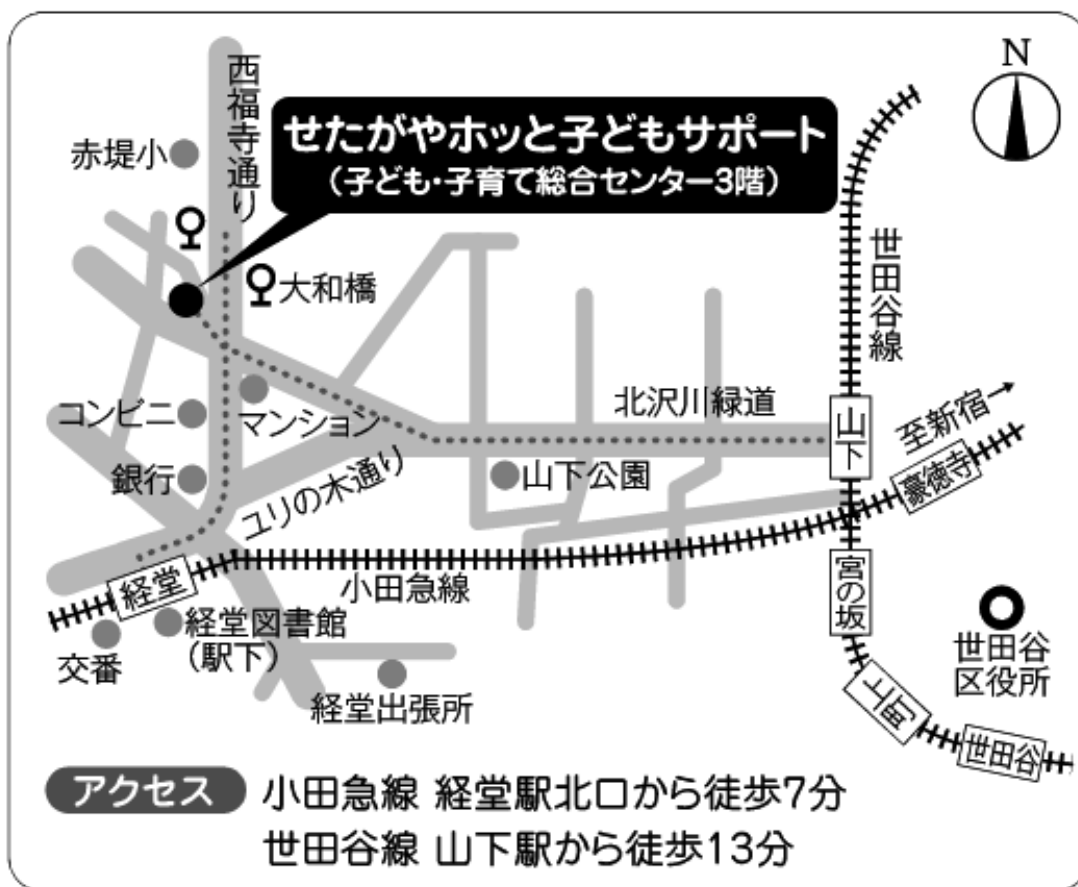
- FAXで返事がほしい FAX番号 _____ 返事はらない
 電話または会って話したい 電話番号 _____

★ここからはしたは、よければ教えてください

電話番号 _____ 年齢 _____ 歳

学校名 _____

住所 _____ 性別 _____



せたがやホット子どもサポート 活動報告書〈令和4年度〉

令和5年6月 発行

編集・発行／世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホット子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL/03-3439-8415(事務局) FAX/03-3439-6777

せたがやホット子どもサポートホームページ

世田谷区せたがやホット子どもサポート で検索してください

ホットにきゅうさい

相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)

★相談時間 月～金:午後1時～午後8時 土:午前10時～午後6時
(日曜、祝・休日、年末年始のぞく)